

株式会社 JVCケンウッド

証券コード：6632

第17回

定時株主総会 議案・事業報告等



JVCKENWOOD

目 次

株主総会参考書類

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬制度の設定の件

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項
2. 会社の株式に関する事項
3. 会社の新株予約権等に関する事項
4. 会社役員に関する事項
5. 会計監査人の状況

連結計算書類

計算書類

監査報告書

電子提供措置事項をご覧の皆様へ

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をされた株主様に対して交付する書面には記載しておらず、当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイトおよび東京証券取引所のウェブサイトにのみ掲載しております。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ・事業報告のうち「主要な事業内容」、「主要な営業所および工場」、「従業員の状況」、
「主要な借入先の状況」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」および「会社の体制および方針」
- ・連結計算書類のうち「連結持分変動計算書」および「連結注記表」
- ・計算書類（「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」）
- ・監査報告書（「連結計算書類に係る会計監査人監査報告書」、「会計監査人監査報告書」および「監査役会監査報告書」）

■株主総会参考書類

■ 第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、2025年2月27日開催の取締役会で本定時株主総会で承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。

これにともない、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除のほか、現行定款第2条および第8条において表記の軽微な修正を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (中 略) (企業理念) 第2条 <u>当社</u> は、「感動と安心を世界の人々へ (Creating excitement and peace of mind for the people of the world)」を企業理念 として定める。 (中 略)	第1章 総 則 (中 略) (企業理念) 第2条 <u>当会社</u> は、「感動と安心を世界の人々へ (Creating excitement and peace of mind for the people of the world)」を企業理念 として定める。 (中 略)

(次のページに続きます)

現 行 定 款	変 更 案
(機 関) 第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>	(機 関) 第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u> (中 略)
第2章 株 式	第2章 株 式
(中 略)	(中 略)
(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第8条 (条文省略)	(単元株式数) 第8条 (現行どおり)
(中 略)	(中 略)
第4章 取締役、取締役会及び執行役員	第4章 取締役及び取締役会、監査等委員会並びに執行役員
(中 略)	(中 略)
(員 数) 第19条 当会社の取締役は、12名以内とする。	(員 数) 第19条 当会社の取締役 <u>(監査等委員である者を除く。)</u> は、12名以内とする。 2 <u>当会社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u>
(新 設)	
(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。	(選任方法) 第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
2 (条文省略) 3 (条文省略)	2 (現行どおり) 3 (現行どおり)

(次のページに続きます)

現 行 定 款	変 更 案
(任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任 期) 第21条 取締役 <u>(監査等委員である者を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (削 除)
(新 設)	
(新 設)	
<u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	
(代表取締役及び取締役会長) 第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。	(代表取締役及び取締役会長) 第22条 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役 (監査等委員である者を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。
2 取締役会は、その決議によって取締役会長1名を定めることができる。ただし、 <u>第28条第2項に基づき会長執行役員を定めたときは、この限りではない。</u>	2 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役 (監査等委員である者を除く。)</u> の中から取締役会長1名を定めることができる。ただし、 <u>第32条第2項に基づき会長執行役員を定めたときは、この限りではない。</u>
(新 設)	
	<u>(常勤の監査等委員)</u> 第23条 監査等委員会は、その決議によって、 <u>監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。</u>

(次のページに続きます)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の1週間前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとし、緊急の場合においては、この期間を短縮することができる。 (新 設)	(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の1週間前までに各取締役に対して発するものとし、緊急の場合においては、この期間を短縮することができる。 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
(監査等委員会の招集通知) 第25条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合においては、この期間を短縮することができる。	(監査等委員会の招集通知) 第25条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合においては、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(取締役会の決議の省略) 第24条 (条文省略)	(取締役会の決議の省略) 第26条 (現行どおり)
(取締役への委任) 第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。	(取締役への委任) 第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。
(取締役会規程) 第25条 (条文省略)	(取締役会規程) 第28条 (現行どおり)
(監査等委員会規程) 第29条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。	(監査等委員会規程) 第29条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(次のページに続きます)

現 行 定 款	変 更 案
(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第27条～第28条（条文省略） 第5章 監査役及び監査役会	第31条～第32条（現行どおり） (削除)
第29条～第35条（条文省略） 第6章 計 算 (事業年度) 第36条～第39条（条文省略）	(条文削除) 第5章 計 算 (事業年度) 第33条～第36条（現行どおり）
第7章 雜 則 (記名式社債の社債原簿管理人) 第40条 (条文省略) (新設)	第6章 雜 則 (記名式社債の社債原簿管理人) 第37条 (現行どおり) 附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 当会社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であった者を含む。）の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

当社は、第1号議案が原案どおり承認可決されると、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。移行にともない、取締役全員（10名）は、定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者 浜崎祐司氏、鬼塚ひろみ氏、平子裕志氏および平野聰氏は、社外取締役候補者であります。

引き続き社外取締役が取締役会議長を務めることにより、コーポレート・ガバナンスの強化を進めてまいります。

また、本議案の社外取締役候補者4名が原案どおり選任された場合には、当社は社外取締役4名全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。

本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力が発生するものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

（ご参考）選任後の取締役（監査等委員である取締役を除く）の構成

候補者番号	氏名				現職	役職名（予定）
1	重任	社外	独立	男性	浜崎祐司 はまさきゆうじ 取締役（取締役会議長） 指名・報酬諮問委員会 委員	変更なし
2	重任			男性	え江祥一郎 えぐちしよういちろう 代表取締役 社長執行役員 最高経営責任者（CEO ^{※1} ） 指名・報酬諮問委員会 委員	変更なし
3	重任			男性	すず木昭 すずきあきら 取締役 専務執行役員 セーフティ＆セキュリティ 分野責任者 SCM ^{※2} 改革担当	代表取締役 専務執行役員 セーフティ＆セキュリティ 分野責任者 SCM改革担当
4	重任			男性	みや宮昌俊 みやぎまさとし 代表取締役 専務執行役員 最高財務責任者（CFO ^{※3} ）	変更なし
5	重任			男性	のむら昌雄 のむらまさお 代表取締役 専務執行役員 モビリティ＆テレマティクス サービス分野責任者	取締役 専務執行役員 モビリティ＆テレマティクス サービス分野責任者
6	重任			男性	はやし林和喜 はやしらかずよし 取締役 常務執行役員 コーポレート部門担当	変更なし
7	重任			男性	その園田剛男 そのいりたよしのぶ 取締役 常務執行役員 最高技術責任者（CTO ^{※4} ） 最高情報セキュリティ責任者（CISO ^{※5} ）	変更なし
8	重任	社外	独立	女性	おに鬼塚ひろみ おにきづかひろみ 取締役 指名・報酬諮問委員会 委員長	変更なし
9	重任	社外	独立	男性	ひら平裕志 ひらひらゆうじ 取締役 指名・報酬諮問委員会 委員	変更なし
10	重任	社外	独立	男性	ひら平聰 ひらひら聰 取締役 指名・報酬諮問委員会 委員	変更なし

※1：Chief Executive Officer、※2：Supply Chain Management、※3：Chief Financial Officer、※4：Chief Technology Officer、
※5：Chief Information Security Officer

(ご参考) スキル・マトリックスについて

当社は、2023年4月に中期経営計画「VISION2025」を策定しました。当社が抱える経営課題を解決し中長期的な企業価値向上を達成するため、また、取締役会における多様性・バランスを確保するために経営陣に期待される専門分野とスキルを以下のとおりまとめています。

スキルの選定理由および目安は以下のとおりです。

スキル	スキル項目の選定理由	スキルの目安
企業経営	変化する環境に適応し、持続的な企業価値向上を図るためのスキルとして選定。	事業会社でのCEO ^{*1} 等としての業務執行経験または経営企画部門管掌役員等の業務執行経験に基づく会社経営に関する知見を有すること。
財務・会計	資本効率向上および成長投資のバランスを取りながら企業価値最大化を図るとともに、株主還元を充実させるためのスキルとして選定。	財務・会計部門管掌役員等の業務執行経験または金融機関や会計事務所等での業務経験に基づく財務・会計の知見を有すること。
ICT ^{*2} ／DX ^{*3}	経営基盤強化および外部環境変化に対応した事業ポートフォリオ見直しのためのスキルとして選定。	ICTまたはDXに関する事業もしくは経営基盤強化の経験に基づく知見を有すること。
製造・技術研究開発	サステナブルなものづくりと新たな価値創造のためのスキルとして選定。	製造、技術または研究開発部門管掌役員等の業務執行経験に基づく知見を有すること。
海外事業国際ビジネス	利益ある成長とグローバルでの社会課題解決のためのスキルとして選定。	事業会社での海外事業、国際ビジネス管掌役員等の業務執行経験に基づく知見を有すること。

*1 : Chief Executive Officer

*2 : Information and Communication Technology (情報通信技術)

*3 : Digital Transformation

取締役（監査等委員である取締役を除く）

氏名	在任年数	指名・報酬 諮問委員会	スキル						その他期待する 専門分野
			企業経営	財務・会計	ICT ^{*1} /DX ^{*2}	製造・技術 研究開発	海外事業	国際ビジネス	
浜 崎 祐 司	6年	男性 非執行 社外 独立 取締役会議長	●	●		●			リスクマネジメント サステナビリティ
江 口 祥一郎	累計 14年	男性 執行	●	(CEO ^{*3})			●		ブランド マーケティング戦略
鈴 木 昭	5年	男性 執行		●			●	●	生産 サプライチェーン
宮 本 昌 俊	8年	男性 執行	●		(CFO ^{*4})				事業戦略 I R / S R
野 村 昌 雄	7年	男性 執行	●			●		●	事業戦略 調達
林 和 喜	1年	男性 執行	●				●		I R / S R サステナビリティ
園 田 剛 男	6年	男性 執行			(CISO ^{*5})	(CTO ^{*6})			知的財産 セキュリティ
鬼 塚 ひろみ	4年	女性 非執行 社外 独立 (委員長)	●	●			●		マーケティング戦略 ダイバーシティ
平 子 裕 志	2年	男性 非執行 社外 独立	●	●	●			●	人的資本経営 I R / S R
平 野 聰	1年	男性 非執行 社外 独立	●	●		●	●	●	事業戦略 ソリューションビジネス

監査等委員である取締役

氏名	在任年数	指名・報酬 諮問委員会	スキル						その他期待する 専門分野
			企業経営	財務・会計	ICT/DX	製造・技術 研究開発	海外事業	国際ビジネス	
栗 原 直 一	累計 7年 ^{*7}	男性 常勤	●				●		海外事業 リスクマネジメント
藤 岡 哲 哉	—	男性 非常勤 社外 独立	●	●			●		海外事業
海老沼 隆 一	—	男性 非常勤 社外 独立	●	●			●		知的財産 生産技術
小橋川 保 子	—	女性 非常勤 社外 独立		●		●			会計監査 ダイバーシティ

*1 : Information and Communication Technology (情報通信技術)

*2 : Digital Transformation

*3 : Chief Executive Officer

*4 : Chief Financial Officer

*5 : Chief Information Security Officer

*6 : Chief Technology Officer

*7 : 監査役会設置会社であった期間の取締役としての在任年数

候補者番号

はま さき ゆう じ

1

浜崎祐司

HAMASAKI Yuji

重任

社外

独立

男性

生年月日 1952年2月4日

取締役在任期間 6年

所有する当社普通株式の数 43,800株

当事業年度の取締役会出席 15回中15回
出席率100.0%当事業年度の指名・報酬諮問委員会出席 14回中14回
出席率100.0%

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1976年4月 住友電気工業株式会社 入社
 2004年6月 同社 執行役員 情報通信事業本部 副本部長
 2006年6月 同社 常務取締役 ブロードバンド・ソリューション事業本部長
 2010年4月 株式会社明電舎 専務執行役員
 2013年6月 同社 代表取締役社長
 2018年6月 同社 代表取締役会長
 2019年6月 当社 社外取締役
 2020年6月 一般社団法人日本電機工業会 会長（2021年6月退任）
 2021年4月 株式会社明電舎 取締役会長
 2022年6月 同社 取締役 執行役員会長
 2023年6月 同社 特別顧問（現任）
 2024年6月 当社 社外取締役（取締役会議長）（現任）

現在の地位・担当 取締役（取締役会議長）、指名・報酬諮問委員会 委員

重要な兼職の状況 株式会社明電舎 特別顧問

社外取締役候補とした理由および期待される役割の概要

当社は、浜崎祐司氏の当社グループ外の上場会社等における企業経営経験で得た情報通信領域および重電領域等に関する豊富な経験、知識、専門的見地および人的関係等を当社の経営に活かして、当社グループの企業価値向上に貢献いただくとともに、独立役員の立場で当社グループの業務執行と離れた客観的な第三者の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言や提言をいただくことにより、当社の経営を監督する立場で活躍することを期待して、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

え ぐち しょう いち ろう
江口祥一郎
 EGUCHI Shoichiro

重任

男性

生年月日	1955年12月7日
取締役在任期間	累計14年
所有する当社 普通株式の数	236,670株
株式報酬制度による 交付予定株式 ^{*1}	12,972株
株式報酬制度による 保有ポイント ^{*2}	74,458ポイント
当事業年度の 取締役会出席	15回中15回 出席率100.0%
当事業年度の指名・ 報酬諮問委員会出席	14回中14回 出席率100.0%



※1：2021年度に導入され、2024年度に内容が一部変更された以後の株式報酬制度により交付される予定の株式数。役位、職位ごとに付与ポイントを決定し、付与を受けた累計保有ポイントに応じて、毎事業年度における一定の時期に1ポイントあたり1株で換算し、譲渡制限を付した当社株式を交付します（以下、本議案において同じ。）。

※2：2021年度に導入された株式報酬制度により付与されたポイント数。役位、職位ごとに付与ポイントを決定し、付与を受けた累計保有ポイントに応じて、取締役退任時に1ポイントあたり1株で換算して当社株式を交付します（以下、本議案において同じ。）。

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1979年 4月 トリオ株式会社（現 当社） 入社

2003年 6月 株式会社ケンウッド（現 当社） 執行役員常務

2004年 4月 同社 カーエレクトロニクス市販事業部長
Kenwood Electronics Europe B.V.（現 JVCKENWOOD Europe B.V.） 取締役社長

2004年 6月 株式会社ケンウッド（現 当社） 取締役 執行役員 常務

2011年10月 当社 代表取締役 執行役員副社長

2012年 6月 当社 代表取締役 社長執行役員 最高経営責任者（CEO^{*1}）

2018年 4月 当社 代表取締役 社長執行役員 最高執行責任者（COO^{*2}）

2019年 4月 当社 代表取締役 社長執行役員 最高経営責任者（CEO）（現任）

2023年 4月 株式会社AIST Solutions 社外取締役（現任）

※1：Chief Executive Officer、※2：Chief Operating Officer

現在の地位・担当 代表取締役 社長執行役員 最高経営責任者（CEO）、指名・報酬諮問委員会 委員

重要な兼職の状況 株式会社AIST Solutions 社外取締役

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

当社は、江口祥一郎氏の当社グループのモビリティ＆テレマティクスサービス分野および海外での事業経営経験等に基づく豊富な経験、知識、専門的見地および人的関係等ならびにこれまでの当社の取締役および執行役員としての企業経営経験を活かして、当社の最高経営責任者（CEO）として活躍することを通じて当社グループの企業価値向上に貢献いただくことを期待して、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

すずき
鈴木
SUZUKI Akiraあきら
昭

重任

男性

生年月日	1957年11月21日
取締役在任期間	5年
所有する当社普通株式の数	57,820株
株式報酬制度による交付予定株式	6,876株
株式報酬制度による保有ポイント	40,775ポイント
当事業年度の取締役会出席	15回中15回 出席率100.0%



略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981年 4月 トリオ株式会社（現 当社） 入社
 2006年10月 株式会社ケンウッド（現 当社） コミュニケーションズ事業部 技師長、戦略技術開発センタ 技師長
 2009年 6月 同社 取締役 無線システム事業部長、同事業部 技師長
 2013年 6月 当社 執行役員常務 IT担当、コミュニケーションズ事業部長
 2018年 4月 当社 執行役員 パブリックサービス分野責任者
 2020年 6月 当社 取締役 専務執行役員 パブリックサービス分野責任者、経営基盤改革室長
 2023年 4月 当社 取締役 専務執行役員 セーフティ＆セキュリティ分野責任者、SCM^{*1}改革担当（現任）

*1 : Supply Chain Management

現在の地位・担当 取締役 専務執行役員 セーフティ＆セキュリティ分野責任者、SCM改革担当

重要な兼職の状況 該当事項はありません。

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

当社は、鈴木昭氏の当社グループのセーフティ＆セキュリティ分野の技術部門および海外事業等における企業経営経験等での広範な業務を通じて得た当社グループの事業に関する豊富な経験、知識、専門的見地および人的関係等ならびにこれまでの当社の取締役および執行役員としての企業経営経験を活かし、引き続き、セーフティ＆セキュリティ分野責任者および当社グループのPDCAサイクル（Plan-Do-Check-Act cycle）を回すマネージメント手法、事業戦略、経営戦略面で主体的な責務を果たし活躍することを通じて当社グループの企業価値向上に貢献いただくことを期待して、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

みや もと まさ とし

宮本昌俊

MIYAMOTO Masatoshi

重任

男性

生年月日	1963年3月16日
取締役在任期間	8年
所有する当社 普通株式の数	96,500株
株式報酬制度による 交付予定株式	7,884株
株式報酬制度による 保有ポイント	45,683ポイント
当事業年度の 取締役会出席	15回中14回 出席率93.3%



略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年4月 トリフォ株式会社（現 当社） 入社

2007年6月 Kenwood Electronics Trading (Shanghai) Co., Ltd. 取締役社長

2012年6月 当社 業務執行役員 HM^{*1}事業グループ 音響事業部長、同事業部AVC^{*2}統括部長

2014年5月 当社 執行役員常務 カーエレクトロニクスセグメント長

2017年4月 当社 常務執行役員 最高財務責任者 (CFO)^{*3}

2017年6月 当社 取締役 常務執行役員 最高財務責任者 (CFO)

2021年6月 当社 代表取締役 専務執行役員 最高財務責任者 (CFO) (現任)

*1：ホーム＆モバイル、*2：オーディオ ビジュアル コミュニケーション、

*3 : Chief Financial Officer

現在の地位・担当 代表取締役 専務執行役員 最高財務責任者 (CFO)

重要な兼職の状況 該当事項はありません。

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

当社は、宮本昌俊氏の当社グループのエンタテインメント ソリューションズ分野、モビリティ & テレマティクスサービス分野における事業経営経験および財務経理部門等における企業経営経験等での広範な業務を通じて得た当社グループの事業に関する豊富な経験、知識、専門的見地および人的関係等ならびにこれまでの当社の取締役および執行役員としての企業経営経験を活かして、引き続き最高財務責任者 (CFO) として活躍することを通じて当社グループの企業価値向上に貢献いただくことを期待して、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

の むら まさ お
野村昌雄

NOMURA Masao

重任

男性

生年月日	1959年5月16日
取締役在任期間	7年
所有する当社 普通株式の数	50,100株
株式報酬制度による 交付予定株式	7,884株
株式報酬制度による 保有ポイント	45,683ポイント
当事業年度の 取締役会出席	15回中15回 出席率100.0%



略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年 4月 日商岩井株式会社（現 双日株式会社）入社
 1998年 7月 同社 子会社 ベネルクス株式会社 取締役
 2002年 4月 ITXイー・グローバレッジ株式会社（現 イーグローバレッジ株式会社） 代表取締役社長
 2014年 5月 当社 入社、カーエレクトロニクスセグメント OEM事業統括部長
 2017年 4月 当社 執行役員 オートモーティブ分野 OEM事業部長、同事業部 用品ビジネスユニット長
 2018年 6月 当社 取締役 常務執行役員 オートモーティブ分野責任者、同分野 OEM事業部長、EMEA^{*1}総支配人
 2021年 4月 当社 取締役 専務執行役員 オートモーティブ分野責任者、IT部担当、事業改革担当
 2021年 6月 当社 代表取締役 専務執行役員 オートモーティブ分野責任者、IT部担当、事業改革担当
 2024年 4月 当社 代表取締役 専務執行役員 モビリティ&テレマティクスサービス分野責任者（現任）

*1 : Europe, Middle East and Africa

現在の地位・担当 代表取締役 専務執行役員 モビリティ&テレマティクスサービス分野責任者

重要な兼職の状況 該当事項はありません。

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

当社は、野村昌雄氏の当社グループおよび当社グループ外の上場企業、法人、団体等における業務やグローバルでの経営経験を通じて得たITサービス、電子関連分野における、豊富な経験、知識、専門的見地および人的関係等ならびにこれまでの当社の取締役および執行役員としての企業経営経験を活かして、引き続きモビリティ&テレマティクスサービス分野責任者として活躍することを通じて当社グループの企業価値向上に貢献いただくことを期待して、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

はやし
林
HAYASHI Kazuyoshiかず よし
和喜

重任

男性

生年月日	1962年2月27日
取締役在任期間	1年
所有する当社 普通株式の数	13,100株
株式報酬制度による 交付予定株式	6,360株
株式報酬制度による 保有ポイント	23,729ポイント
当事業年度の 取締役会出席	12回 ^{*1} 中12回 出席率100.0%



※1：取締役に就任した2024年6月から2025年3月までの開催回数。

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年4月 日本ビクター株式会社（現 当社）入社
 2004年12月 同社 AV^{*1} & マルチメディアカンパニー カムコーダーカテゴリー 技術部長
 2008年9月 JVC Manufacturing Malaysia Sdn. Bhd. 取締役社長
 2014年5月 当社 カーエレクトロニクスセグメント CPM^{*2}、i-ADAS事業化タスクフォース 共同リーダー
 2018年4月 当社 執行役員 メディアサービス分野責任者、同分野 メディア事業部長
 2021年7月 当社 執行役員 モビリティ&テレマティクスサービス分野責任者補佐、DX^{*3}ビジネス開発部担当
 2023年4月 当社 常務執行役員 コーポレート部門担当補佐、経営企画部長、新規ビジネス開発担当
 2024年6月 当社 取締役 常務執行役員 コーポレート部門担当（現任）

※1：Audio Visual、※2：Chief Product / Project Manager、※3：Digital Transformation

現在の地位・担当 取締役 常務執行役員 コーポレート部門担当

重要な兼職の状況 該当事項はありません。

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

当社は、林和喜氏の当社グループにおけるエンタテインメント ソリューションズ分野、モビリティ&テレマティクスサービス分野およびコーポレート部門等における広範な業務を通じて得た当社グループの事業に関する豊富な経験、知識、専門的見地および人的関係等ならびにこれまでの当社の取締役および執行役員としての企業経営経験を活かし、コーポレート部門担当役員として、リスク管理、人事戦略、SDGs^{*1}、ESG^{*2}等の当社グループ全般に及ぶテーマにおける主体的な責務を果たし活躍することを通じて当社グループの企業価値向上に貢献いただくことを期待して、取締役としての選任をお願いするものであります。

※1：Sustainable Development Goals、※2：Environment Social Governance

候補者番号

7

その だ よし お

園田剛男

SONODA Yoshio

重任

男性

生年月日	1964年11月22日
取締役在任期間	6年
所有する当社 普通株式の数	31,800株
株式報酬制度による 交付予定株式	6,360株
株式報酬制度による 保有ポイント	37,229ポイント
当事業年度の 取締役会出席	15回中15回 出席率100.0%



略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1987年 4月 株式会社ケンウッド（現 当社） 入社
 2014年 7月 当社 カーエレクトロニクスセグメント 技術戦略部長
 2018年 4月 当社 執行役員 オートモーティブ分野 技術本部長
 2019年 4月 当社 執行役員 最高技術責任者（CTO^{*1}）、オートモーティブ分野 技術本部長、同分野 事業企画本部長、技術開発部担当、知的財産部担当
 2019年 6月 当社 取締役 執行役員 最高技術責任者（CTO）、オートモーティブ分野 技術本部長、同分野 事業企画本部長、技術開発部担当、知的財産部担当
 2021年 4月 当社 取締役 常務執行役員 最高技術責任者（CTO）、技術開発部担当、ものづくり革新部担当、知的財産部担当、法務部担当、調達・物流管理部担当
 2022年 4月 当社 取締役 常務執行役員 最高技術責任者（CTO）、最高情報セキュリティ責任者（CISO^{*2}）（現任）

※1 : Chief Technology Officer、※2 : Chief Information Security Officer

現在の地位・担当 取締役 常務執行役員 最高技術責任者（CTO）、最高情報セキュリティ責任者（CISO）

重要な兼職の状況 該当事項はありません。

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

当社は、園田剛男氏の当社グループにおけるモビリティ＆テレマティクスサービス分野、音響・映像・通信事業領域、企画・技術・生産・製造、品質、標準化規格、IT、セキュリティ、知的財産、研究開発分野等における企業経営経験等での広範な業務を通じて得た当社グループの事業に関する経験、知識、専門的見地および人的関係等ならびにこれまでの当社の取締役および執行役員としての企業経営経験を活かし、引き続き、最高技術責任者（CTO）、最高情報セキュリティ責任者（CISO）として主体的な責務を果たし活躍することを通じて当社グループの企業価値向上に貢献いただくことを期待して、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

おに つか

鬼塚ひろみ
ONITSUKA Hiromi

重任
社外
独立
女性

生年月日	1952年4月19日
取締役在任期間	4年
所有する当社普通株式の数	15,400株
当事業年度の取締役会出席	15回中14回 出席率93.3%
当事業年度の指名・報酬諮問委員会出席	14回中14回 出席率100.0%



略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1976年4月 東京芝浦電機株式会社（現 株式会社東芝） 入社
 2005年4月 東芝メディカルシステムズ株式会社（現 キヤノンメディカルシステムズ株式会社） 検体検査システム事業部長
 2009年6月 同社 常務執行役員 マーケティング統括責任者 兼 検体検査システム事業部長
 2012年6月 ヤフー株式会社（現 LINEヤフー株式会社） 常勤監査役（独立役員）
 2015年6月 同社 社外取締役 常勤監査等委員（独立役員）
 2018年6月 株式会社イーブックイニシアティブジャパン（現 LINE Digital Frontier株式会社） 監査役（2022年2月退任）
 2019年10月 Zホールディングス株式会社（現 LINEヤフー株式会社） 社外取締役 常勤監査等委員（独立役員）（2021年2月退任）
 　　ヤフー株式会社（現 LINEヤフー株式会社） 監査役（2023年9月退任）
 2020年6月 東京エレクトロン デバイス株式会社 社外取締役（独立役員）（現任）
 2021年6月 当社 社外取締役（現任）

現在の地位・担当 取締役、指名・報酬諮問委員会 委員長

重要な兼職の状況 東京エレクトロン デバイス株式会社 社外取締役（独立役員）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

当社は、鬼塚ひろみ氏の当社グループ外の上場会社等における業務および企業経営を通じて得た情報産業分野、電気産業分野、主にOEM販売、海外代理店販売等の豊富な経験、知識、専門的見地および人的関係等を当社の経営に活かして、当社グループの企業価値向上に貢献いただくとともに、独立役員の立場で当社グループの業務執行と離れた第三者の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言や提言をいただくことにより、当社の経営を監督する立場で活躍することを期待して、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

9

ひら こ ゆう じ

平子裕志

HIRAKO Yuji

重任

社外

独立

男性

生年月日	1958年1月25日
取締役在任期間	2年
所有する当社普通株式の数	2,100株
当事業年度の取締役会出席	15回中14回 出席率93.3%
当事業年度の指名・報酬諮問委員会出席	14回中13回 出席率92.9%



略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981年 4月 全日本空輸株式会社（現 ANAホールディングス株式会社）入社
 2011年 6月 同社 執行役員 営業推進本部副本部長
 2013年 4月 全日本空輸株式会社 上席執行役員 米州室長兼ニューヨーク支店長
 2015年 4月 ANAホールディングス株式会社 上席執行役員 財務企画・IR部 担当
 2017年 4月 同社 取締役
 　全日本空輸株式会社 代表取締役社長
 2022年 4月 ANAホールディングス株式会社 取締役副会長
 2023年 6月 当社 社外取締役（現任）
 　株式会社セブン銀行 社外取締役（現任）
 2024年 4月 ANAホールディングス株式会社 特別顧問（現任）
 2024年 6月 九州電力株式会社 社外取締役（現任）

現在の地位・担当 取締役、指名・報酬諮問委員会 委員

重要な兼職の状況 ANAホールディングス株式会社 特別顧問
 株式会社セブン銀行 社外取締役
 九州電力株式会社 社外取締役
 SMBC日興証券株式会社 社外取締役（2025年6月就任予定）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

当社は、平子裕志氏の当社グループ外の上場会社における業務および国内外での企業経営等を通じて得た豊富な経験、知識、専門的見地および人的関係等を当社の経営に活かして、当社グループの企業価値向上に貢献いただくとともに、独立役員として当社グループの業務執行と離れた客観的な第三者の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言や提言をいただくことにより、当社の経営を監督する立場で活躍することを期待して、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

ひらの
平野
HIRANO Satoshi

10

さとし
聰重任
社外
独立
男性

生年月日	1957年12月12日
取締役在任期間	1年
所有する当社普通株式の数	800株
当事業年度の取締役会出席	12回 ^{※1} 中12回 出席率100.0%
当事業年度の指名・報酬諮問委員会出席	11回 ^{※1} 中11回 出席率100.0%



※1：取締役に就任した2024年6月から2025年3月までの開催回数。

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年 4月 株式会社東京光学機械（現 株式会社トプコン） 入社
 1996年 4月 Topcon Laser Systems, Inc.（現 Topcon Positioning Systems, Inc.） 副社長
 2001年 7月 Topcon Positioning Systems, Inc. 上席副社長
 2007年 6月 株式会社トプコン 執行役員
 2010年 6月 同社 取締役 兼 執行役員、ポジショニングビジネスユニット長
 2012年 6月 同社 取締役 兼 常務執行役員
 2013年 6月 同社 代表取締役社長 CEO^{※1}
 2023年 4月 同社 代表取締役会長（現任）
 2024年 6月 当社 社外取締役（現任）

※ 1 : Chief Executive Officer

現在の地位・担当 取締役、指名・報酬諮問委員会 委員

重要な兼職の状況 株式会社トプコン 代表取締役会長
 サクサ株式会社 社外取締役（2025年6月就任予定）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

当社は、平野聰氏の当社グループ外の上場会社における製造・技術部門等での業務ならびに取締役としての国内外での企業経営等を通じて得た豊富な経験、知識、専門的見地および人的関係等を当社の経営に活かして、当社グループの企業価値向上に貢献いただくとともに、独立役員として当社グループの業務執行と離れた客観的な第三者の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言や提言をいただくことにより、当社の経営を監督する立場で活躍することを期待して、取締役としての選任をお願いするものであります。

社外取締役候補に関する特記事項

浜崎祐司氏、鬼塚ひろみ氏、平子裕志氏および平野聰氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

当社の社外取締役に就任してからの年数

浜崎祐司氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。

鬼塚ひろみ氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。

平子裕志氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。

平野聰氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、浜崎祐司氏、鬼塚ひろみ氏、平子裕志氏および平野聰氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円または法令で定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とする責任限定契約を締結しており、各氏が選任された場合には、当該契約を継続する予定です。

独立性に関する事項

1. 浜崎祐司氏の兼職先である株式会社明電舎と当社との間には、相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。

同氏が過去に役職員を務めた住友電気工業株式会社と当社との間には、過去（当連結会計年度の取引関係はありません。）に仕入および販売の取引関係がありますが、当時の取引額は、各取引年度の当社および同社の連結売上高の1%未満であり、当社および同社の双方にとって主要な取引に該当せず、その他相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。なお、同氏が同社の役職員を辞してから10年以上が経過しており、現時点において同社との間に何らの関係もありません。同氏が過去に役職員を務めた一般社団法人日本電機工業会と当社との間には、相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。

また、同氏は、過去に当社の上記以外の主要取引先や主要株主の業務執行者等であった経験はありません。

以上により、当社は、同氏が独立性を有すると判断しております。

なお、同氏が選任された場合には、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。

2. 鬼塚ひろみ氏の兼職先である東京エレクトロン デバイス株式会社と当社との間には、過去から現在にかけて仕入および販売の取引関係があり、当連結会計年度の取引額は約40億円で、当社および同社の連結売上高の1%を超えておりますが、当社および同社の双方にとって主要な取引に該当せず、その他相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。

同氏が過去に役職員を務めた東京芝浦電機株式会社（現 株式会社東芝）と当社との間には、過去（当連結会計年度の取引関係はありません。）に仕入の取引関係があり、2013年3月期における当社と同社との取引額は約40億円で、当時の当社の連結売上高の1%を超えており、当時の同社の連結売上高の1%未満でしたが、当社および同社の双方にとって主要な取引に該当せず、その他相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。なお、同氏が同社の役職員を辞してから10年以上が経過しており、現時点において同社との間に何らの関係もありません。また、同氏が過去に役職員を務めたヤフー株式会社およびZホールディングス株式会社（現 LINEヤフー株式会社）と当社との間には、過去から現在にかけて仕入の取引関係が、東芝メディカルシステムズ株式会社（現 キヤノンメディカルシステムズ株式会社）と当社との間には、過去から現在にかけて販売の取引関係がそれぞれありますが、当時および当連結会計年度の取引額は、各取引年度の当社および各社の連結売上高の1%未満であり、当社および各社のそれぞれにとって主要な取引に該当せず、その他相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。なお、同氏がヤフー株式会社（現 LINEヤフー株式会社）の役職員を辞してから1年、Zホールディングス株式会社（現 LINEヤフー株式会社）の役職員を辞してから4年、東芝メディカルシステムズ株式会社（現 キヤノンメディカルシステムズ株式会社）の役職員を辞してから10年以上が経過しており、現時点において各社との間に何らの関係もありません。同氏が過去に役職員を務めた株式会社イーブックワニシアティブジャパン（現 LINE Digital Frontier株式会社）と当社との間には、相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有

等の関係はありません。

また、同氏は、過去に当社の上記以外の主要取引先や主要株主の業務執行者等であった経験はありません。

以上により、当社は、同氏が独立性を有すると判断しております。

なお、同氏が選任された場合には、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。

3. 平子裕志氏の兼職先である九州電力株式会社と当社との間には、過去から現在にかけて仕入の取引関係がありますが、当時および当連結会計年度の取引額は、各取引年度の当社および同社の連結売上高の1%未満であり、当社および同社のそれぞれにとって主要な取引に該当せず、その他相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。また、同氏の兼職先であるANAホールディングス株式会社および株式会社セブン銀行と当社との間には、それぞれ相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。

同氏の兼職先となる予定であるSMBC日興証券株式会社と当社との間には、当連結会計年度に証券取引における手数料支払い等の取引関係がありますが、その取引額は当社および同社の連結売上高の1%未満であり、当社および同社のそれぞれにとって主要な取引に該当せず、また、同社は当社の株式を229,526株（保有比率0.2%未満）を保有していますが、同社の証券業務等にかかる目的による保有で重要な資本関係には該当せず、その他相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣等の関係はありません。

また、同氏は、過去に当社の上記以外の主要取引先や主要株主の業務執行者等であった経験はありません。

以上により、当社は、同氏が独立性を有すると判断しております。

なお、同氏が選任された場合には、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。

4. 平野聰氏の兼職先である株式会社トプコンと当社との間には、相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。また、同氏が過去に役職員を務めたTopcon Positioning Systems, Inc.と当社との間には、相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。

同氏の兼職先となる予定であるサクサ株式会社と当社との間には、過去から現在にかけて相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。

また、同氏は、過去に当社の上記以外の主要取引先や主要株主の業務執行者等であった経験はありません。

以上により、当社は、同氏が独立性を有すると判断しております。

なお、同氏が選任された場合には、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。

(以上10名の各候補者に共通する注記)

- 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 各社外取締役候補者は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受ける予定はなく、過去2年間に受けている事実もありません。
- 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社および当社子会社の取締役、監査役および執行役員全員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。各候補者は、現在、当社の取締役として当該保険契約の被保険者であり、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、候補者各氏は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、株主代表訴訟や第三者訴訟等により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。なお、各候補者の任期途中である2025年10月に当該保険契約を更新する予定です。

第3号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第1号議案が原案どおり承認可決されると、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。移行にともない、監査役全員（4名）は、定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者の藤岡哲哉氏、海老沼隆一氏および小橋川保子氏は、社外取締役候補者であります。

本議案の社外取締役候補者3名が原案どおり選任された場合には、当社は社外取締役3名全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力が発生するものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

(ご参考) 選任後の監査等委員である取締役の構成

候補者番号	役職名(予定)	現職	氏名	性別	新任
1	取締役 (常勤監査等委員)	常勤監査役	栗原直一	男性	新任
2	取締役 (監査等委員)	監査役	藤岡哲哉	男性	新任 社外 独立
3	取締役 (監査等委員) 指名・報酬諮問委員会 委員	監査役	海老沼隆一	男性	新任 社外 独立
4	取締役 (監査等委員)	監査役	小橋川保子	女性	新任 社外 独立

候補者番号

くり はら なお かず

1

栗原直一

KURIHARA Naokazu

新任

男性

生年月日	1958年2月8日
取締役在任期間	累計7年 ^{*1}
監査役在任期間	1年
所有する当社普通株式の数	88,638株
当事業年度の取締役会出席	15回中15回 出席率100.0%
当事業年度の監査役会出席	12回 ^{*2} 中12回 出席率100.0%



※1：監査役会設置会社であった期間の取締役としての在任期間（以下、本議案において同じ。）。

※2：監査役に就任した2024年6月から2025年3月までの開催回数。

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981年4月 日本ビクター株式会社（現 当社）入社

2002年10月 JVC Company of America社 社長

2010年6月 日本ビクター株式会社 取締役、デジタル・イメージング事業部 イメージング統括部長

2011年10月 当社 取締役 執行役員常務、業務執行役員 SOO^{*1} ホーム＆モバイル事業グループ COO^{*2}補佐

2013年9月 当社 取締役 執行役員上席常務 CRO^{*3}補佐、総務部長、イメージング事業部長

2017年4月 当社 常務執行役員 米州総支配人

2021年6月 当社 取締役 常務執行役員 コーポレート部門担当、EMEA^{*4}総支配人

2024年6月 当社 常勤監査役（現任）

* 1 : Senior Operating Officer、* 2 : Chief Operating Officer、* 3 : Chief Risk Officer、* 4 : Europe, Middle East and Africa

現在の地位・担当 常勤監査役

重要な兼職の状況 該当事項はありません。

監査等委員である取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

当社は、栗原直一氏の当社グループにおけるエンタテインメント ソリューションズ分野、海外事業およびコーポレート部門等における企業経営経験等での広範な業務を通じて得た当社グループの事業に関する豊富な経験、知識、専門的見地および人的関係等ならびにこれまでの当社の取締役および執行役員としての企業経営経験を活かすこと、また、当社常勤監査役としての経験を活かして引き続き取締役会および監査等委員会において当社の経営を監督、監査する立場で活躍することを期待して、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は上記の経験に基づき、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

候補者番号

2

ふじ おか てつ や

藤岡哲哉
FUJIOKA Tetsuya

新任

社外

独立

男性

生年月日	1958年9月29日
取締役在任期間	－年
監査役在任期間	4年
所有する当社普通株式の数	12,200株
当事業年度の取締役会出席	15回中15回 出席率100.0%
当事業年度の監査役会出席	15回中15回 出席率100.0%



略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1981年4月 日本電気株式会社 入社
- 2002年4月 同社 NECソリューションズ 経理部・営業経理部長、エヌイーシーリース株式会社（現 NECキャピタルソリューション株式会社） 社外監査役（兼務）
- 2007年6月 NECヨーロッパ社（ロンドン） 出向 CFO^{*1}
- 2010年4月 日本電気株式会社 財務部長
- 2010年6月 NECキャピタルソリューション株式会社 社外取締役（兼務）
- 2014年6月 日本電気株式会社 監査役（2018年6月退任）
- 2021年6月 当社 社外監査役（現任）

※ 1 : Chief Financial Officer

現在の地位・担当 監査役

重要な兼職の状況 日本板硝子株式会社 社外取締役（2025年6月就任予定）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

当社は、藤岡哲哉氏の当社グループ外の上場会社における経理・財務部門および海外法人での経験を通じて得た豊富な経験、知識、専門的見地ならびに監査役としての経営経験等を活かすこと、また、当社の独立社外監査役として当社グループと離れた客観的な立場での経験を活かして、引き続き、取締役会および監査等委員会において当社の経営を監督、監査する立場で活躍することを期待して、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、上記の経験に基づき、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

候補者番号

3

え び ぬま りゅう いち

海老沼 隆一

EBINUMA Ryuichi

新任

社外

独立

男性

生年月日	1958年11月1日
取締役在任期間	一年
監査役在任期間	1年
所有する当社普通株式の数	200株
当事業年度の取締役会出席	12回 ^{*1} 中12回 出席率100.0%
当事業年度の監査役会出席	12回 ^{*1} 中12回 出席率100.0%



※1：監査役に就任した2024年6月から2025年3月までの開催回数。

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年 4月 キヤノン株式会社 入社
 2002年 7月 同社 コアテクノロジー開発本部 記録技術研究所長
 2009年 1月 同社 総合R&D本部 基盤技術開発統括部門長
 2011年 4月 同社 執行役員 総合R&D本部 基盤技術開発統括部門長
 2016年 4月 同社 常務執行役員 R&D本部 副本部長
 2018年 4月 同社 常務執行役員 企画本部長
 2020年 3月 同社 常勤監査役（2022年3月退任）
 2020年 6月 由風BIOメディカル株式会社 社外監査役（現任）
 2023年 5月 株式会社ニクニ 取締役（現任）
 2024年 6月 当社 社外監査役（現任）

現在の地位・担当 監査役

重要な兼職の状況 由風BIOメディカル株式会社 社外監査役
 株式会社ニクニ 取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

当社は、海老沼隆一氏の当社グループ外の上場会社における製造・技術部門等での広範な業務を通じて得た豊富な経験、知識、専門的見地ならびに監査役としての経営経験等を活かすこと、また、当社の独立社外監査役として当社グループと離れた客観的な立場での経験を活かして、引き続き、取締役会および監査等委員会において当社の経営を監督、監査する立場で活躍することを期待して、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、上記の経験に基づき、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

候補者番号

4

こ ばし かわ やす こ
小橋川保子
 KOBASHIKAWA Yasuko

新任

社外

独立

女性

生年月日	1965年7月9日
取締役在任期間	－年
監査役在任期間	1年
所有する当社普通株式の数	500株
当事業年度の取締役会出席	12回 ^{*1} 10回 出席率83.3%
当事業年度の監査役会出席	12回 ^{*1} 10回 出席率83.3%



※1：監査役に就任した2024年6月から2025年3月までの開催回数。

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2001年 2月 公認会計士登録

2006年 6月 みかさ監査法人 設立 (2019年8月退任)

2015年 6月 株式会社アートネイチャー 社外取締役 (2022年6月退任)

2017年12月 JK&CREW税理士法人 設立 および 同法人 パートナー (現任)

2023年 6月 日東電工株式会社 社外監査役 (現任)

2024年 6月 当社 社外監査役 (現任)

現在の地位・担当 監査役

重要な兼職の状況 JK&CREW税理士法人 パートナー
日東電工株式会社 社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

当社は、小橋川保子氏の公認会計士および税理士という財務・会計の専門家としての高い見識等と、当社グループ外の上場会社における社外取締役および社外監査役としての経営経験等を活かすこと、また、当社の独立社外監査役として当社グループと離れた客観的な立場での経験を活かして、引き続き、取締役会および監査等委員会において当社の経営を監督、監査する立場で活躍することを期待して、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しました。

なお、同氏は、上記の経験に基づき、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

監査等委員である社外取締役候補に関する特記事項

藤岡哲哉氏、海老沼隆一氏および小橋川保子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、藤岡哲哉氏、海老沼隆一氏および小橋川保子氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円または法令で定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とする責任限定契約を締結しています。

当社は、藤岡哲哉氏、海老沼隆一氏および小橋川保子氏の選任が承認された場合には、各氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円または法令で定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とする責任限定契約を締結する予定です。

独立性に関する事項

1. 藤岡哲哉氏の兼職先となる予定である日本板硝子株式会社と当社との間には、相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。

同氏が過去に役職員を務めた日本電気株式会社と当社との間には、過去から現在にかけて仕入および販売の取引関係がありますが、当時および当連結会計年度の取引額は、各取引年度の当社および同社の連結売上高の1%未満であり、当社および同社のそれぞれにとって主要な取引に該当せず、その他相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。なお、同氏が同社の役職員を辞してから7年が経過しており、現時点において同社との間に何らの関係もありません。

また、同氏が過去に役職員を務めたNECキャピタルソリューション株式会社と当社との間には、過去（当連結会計年度の取引関係はありません。）に販売の取引関係がありますが、当時の取引額は、当社および同社の連結売上高の1%未満であり、当社および同社のそれぞれにとって主要な取引に該当せず、その他相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。なお、同氏が同社の役職員を辞してから5年が経過しており、現時点において同社との間に何らの関係もありません。同氏が過去に役職員を務めたNECヨーロッパ社（ロンドン）と当社との間には、相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。

また、同氏は、過去に当社の上記以外の主要取引先や主要株主の業務執行者等であった経験はありません。

以上により、当社は、同氏が独立性を有すると判断しております。

なお、同氏が選任された場合には、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。

2. 海老沼隆一氏の兼職先である由風BIOメディカル株式会社および株式会社ニクニと当社との間には、それぞれ相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。また、同氏が過去に役職員を務めたキヤノン株式会社と当社との間には、過去から現在にかけて仕入および販売の取引関係がありますが、当時および当連結会計年度の取引額は、各取引年度の当社および同社の連結売上高の1%未満であり、当社および同社のそれぞれにとって主要な取引に該当せず、その他相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。なお、同氏が同社の役職員を辞してから3年が経過しており、現時点において同社との間に何らの関係もありません。

また、同氏は、過去に当社の上記以外の主要取引先や主要株主の業務執行者等であった経験はありません。

以上により、当社は、同氏が独立性を有すると判断しております。

なお、同氏が選任された場合には、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。

3. 小橋川保子氏の兼職先であるJK & CREW税理士法人および日東電工株式会社と当社との間には、それぞれ相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。また、同氏が過去に役職員を務めたみかさ監査法人および株式会社アートネイチャーと当社との間には、それぞれ相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。

また、同氏は、過去に当社の上記以外の主要取引先や主要株主の業務執行者等であった経験はありません。

以上により、当社は、同氏が独立性を有すると判断しております。

なお、同氏が選任された場合には、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。

(以上4名の各候補者に共通する注記)

1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各監査等委員である社外取締役候補者は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受ける予定はなく、過去2年間に受けたいた事実もありません。
3. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社および当社子会社の取締役、監査役および執行役員全員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。各候補者は、現在、当社の監査役として当該保険契約の被保険者であり、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、候補者各氏は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、株主代表訴訟や第三者訴訟等により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。なお、各候補者の任期途中である2025年10月に当該保険契約を更新する予定です。

(ご参考)

取締役会の実効性評価について

当社は、「JVCケンウッド コーポレート・ガバナンス方針」第17条に基づき、取締役会の実効性評価および分析を2016年から実施しています。2025年1月に実施した10回目の実効性評価では、各取締役および監査役による自己評価に加え、第三者機関による個別インタビュー、回答内容の集計と分析を実施しました。取締役会の実効性評価の方法および結果の概要は以下のとおりです。

1. 実効性評価方法の概要

今回の取締役会の実効性評価は、継続性を確保しつつ、評価品質の向上を図るため、各取締役および監査役による自己評価に加え、個別インタビューを実施しました。個別インタビューにより忌憚のない意見を引き出し、かつ、客觀性を確保した評価を行うため、第三者機関による個別インタビュー、回答内容の集計と分析を加える方法により、前回までの評価結果からの変化について分析・評価を行いました。

自己評価とアンケートの内容は、当社のあるべき取締役会の役割、機能向上を見据えた評価項目案を構築し、第三者機関である外部専門家の意見も踏まえ、当社をとりまく内外環境等を分析・考慮したうえで作成しています。

2. 実効性評価結果の概要

- ・全体として、当社の実効性は満足し得る水準にあると評価し得る。
- ・当社取締役会の強みおよび昨年度と比較して改善したポイント

- ① 自由かつ対等で明るい雰囲気の下における企業価値向上に向けた建設的かつ闊達な議論の実践
- ② ガバナンスの成長と取締役会実効性評価に真摯に取り組む姿勢と、実効性評価の結果を踏まえた飽くなき改善姿勢
- ③ 短期・中期中心の議論から長期視点の議論への深化
- ④ 役員トレーニング、オフサイト・ミーティングの再定義

- ・取締役会実効性の向上のための施策

2025年6月に予定されている監査等委員会設置会社への機関設計変更を通じて、取締役会の機能および役割の再定義と権限委譲を検討するとともに、取締役会のアジェンダ設定と効率的な議事運営に取り組む。また、中長期的なボードサクセッションに向けた議論を進めていく。

今回の取締役会実効性評価の個別インタビューで得られた情報を、社内取締役、社外取締役および監査役の3つの視点で検証し、今後の取締役会に求める施策を洗い出し、その結果を取締役会で協議することにより、取締役会の実効性向上を図る。

当社は、今回の取締役会の実効性評価結果を踏まえ、今後とも、取締役会の実効性向上を図ってまいります。

「JVCケンウッド コーポレート・ガバナンス方針」は当社ウェブサイト
(<https://www.jvckenwood.com/jp/corporate/governance.html>) に掲載しています。

当社の独立性判断基準について

「JVCケンウッド コーポレート・ガバナンス方針」第18条

当社は、原則として、経験、実績、専門的知見・見識等による経営の監督機能の実効性を確保する一方で、一般株主の利益相反のおそれのない独立性についても確保するため、独立性に関する基準または方針は、株式会社東京証券取引所における「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ 5. (3)の2を基準に、当社の主要株主や主要取引先（連結売上高の1%以上の取引額がある取引先）の業務執行者であった経歴がないことを確認するなど行ったうえで、社外取締役および社外監査役の候補者を決定する。

※株式会社東京証券取引所における「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ 5. (3)の2 (2025年4月1日改正)

有価証券上場規程施行規則第436条の2の規定（独立役員の確保に関する取扱い）に基づき上場内国株券の発行者が独立役員として届け出る者が、次のaからdまでのいずれかに該当している場合におけるその状況

- a. 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者
 - b. 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
 - c. 最近においてa又は前bに該当していた者
- cの2 その就任の前10年以内のいずれかの時において次の（a）又は（b）に該当していた者
- （a）当該会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。）
 - （b）当該会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 次の（a）から（f）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
- （a）aから前cの2までに掲げる者
 - （b）当該会社の会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）
 - （c）当該会社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員と指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与を含む。）
 - （d）当該会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。）
 - （e）当該会社の兄弟会社の業務執行者
 - （f）最近において（b）、（c）又は当該会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

(ご参考)

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

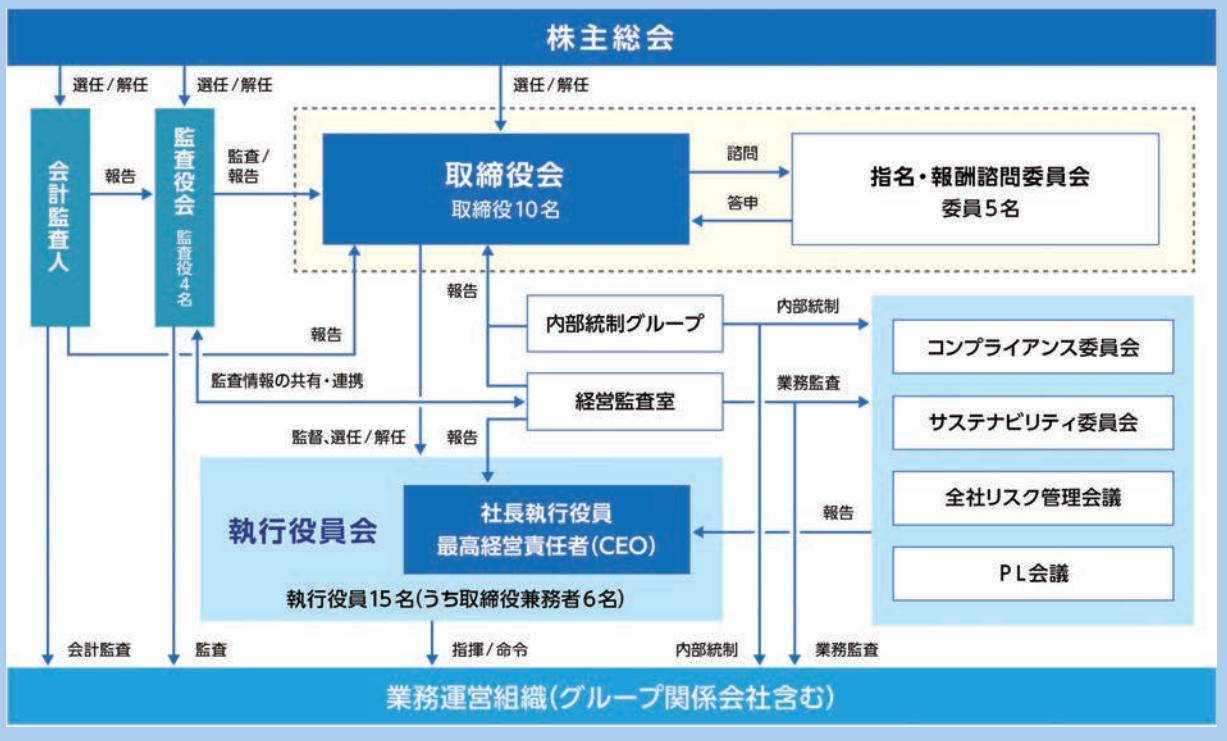
当社グループは、コーポレート・ガバナンスの強化によって経営における意思決定の透明性と効率性を高め、企業価値の向上を図ることを経営上の最も重要な課題の一つととらえています。そのため、「経営と執行の分離」、「社外取締役・社外監査役の招聘」、「内部監査部門の設置によるチェック機能向上」の体制をとり、グループを挙げた内部統制システムの整備を進め、コーポレート・ガバナンスの充実、強化を図ることを基本としています。

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を「JVCKENWOOD コーポレート・ガバナンス方針」として策定し、当社ウェブサイト (<https://www.jvckenwood.com/jp/corporate/governance.html>) に掲載しています。

また、当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりです。

(コーポレート・ガバナンス体制図)

(2025年4月1日現在)



第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬は、「固定報酬」、「短期インセンティブ」および中長期インセンティブとしての「株式報酬」で構成され、「固定報酬」および「短期インセンティブ」としての賞与その他の金銭報酬を含めた報酬等は、2021年6月25日開催の第13回定時株主総会において、年額432百万円以内（うち社外取締役分年額96百万円以内）としてご承認いただき現在に至っていますが、当社は、第1号議案が原案どおり承認可決されると、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、現行の取締役の報酬額に関する上記の定めを廃止し、現行の取締役の報酬額の水準を維持した内容で、あらためて取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額について、年額432百万円以内（うち社外取締役分年額96百万円以内）とさせていただきたいと存じます。また、各取締役に対する具体的な金額および支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

上記の取締役の報酬額には、使用人を兼務する取締役の使用人部分の報酬（執行役員分の報酬を含む。）を含めることとし、第6号議案でご承認をお願いする株式報酬等については別枠といたします。なお、取締役には退職慰労金を支給しないものといたします。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項」の「(3) 取締役および監査役の報酬等の額 ③取締役等の報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであり、監査等委員会設置会社へ移行後も概ね同内容の方針とする予定であります。本議案の内容は、当社の事業規模、当該決定方針において定められた個人別の金銭報酬に関する算定の基準、取締役報酬全体に対して占める割合の水準、支給対象となる取締役の員数水準などに照らした報酬枠として必要かつ合理的な内容となっており、相当であると判断しております。

また、本議案の内容については、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会から相当である旨の答申を得ております。

第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されると、本議案の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く）は10名（うち、社外取締役4名）となります。

なお、本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力が発生するものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案が原案どおり承認可決されると、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、現行の監査役の報酬水準を維持した内容で、あらたに監査等委員である取締役の報酬額について、その員数・構成および職責などを勘案するとともに、月額から年額に改め、年額108百万円以内とさせていただきたいと存じます。また、各監査等委員である取締役に対する具体的な金額および支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。なお、監査等委員である取締役には退職慰労金を支給しないものといたします。

本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、支給対象となる監査等委員である取締役の員数および今後の動向等を勘案したものであることから相当であると判断しております。

また、本議案の内容については、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会から相当である旨の答申を得るとともに、監査役会の同意を得ております。

第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されると、本議案の対象となる監査等委員である取締役は4名（うち、社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力が発生するものといたします。

(ご参考)

現状の監査役の報酬等の額について

当社の監査役の報酬額は、2009年6月24日開催の第1回定時株主総会において、月額9百万円以内と決議されております。なお、2009年6月24日開催の第1回定時株主総会終結時の監査役の員数は5名（うち社外監査役3名）です。

1. 提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「固定報酬」、「短期インセンティブ」および中長期インセンティブとしての「株式報酬」で構成され、「株式報酬」につきましては、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することにより、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入し運用しております。具体的には、2021年6月25日開催の第13回定時株主総会において、取締役に対する株式報酬等の額および内容につき、当社の定める5事業年度以内の期間の間に在任する取締役（社外取締役および執行役員を兼務しない取締役を除きます。）に対する報酬として、1事業年度あたり32百万円を上限とした金銭を信託に拠出すること、1事業年度あたりに付与するポイント数（株式数）の上限を290,000ポイント（290,000株）とすることについてご承認いただき（同株主総会の承認決議を、以下、「2021年決議」といいます。）、その後、2024年6月21日開催の第16回定時株主総会において、当社の定める5事業年度以内の期間の間に在任する取締役（社外取締役を除きます。）に対する報酬として、1事業年度あたり100百万円を上限とした金銭を信託に拠出すること、1事業年度あたりに付与するポイント数（株式数）の上限を250,000ポイント（250,000株）とし、ポイント見合いとして付与される株式について当社と各取締役との間で譲渡制限契約を締結することにより譲渡制限を付すこと等の本制度の内容の一部変更および継続をご承認いただき（同株主総会の承認決議を、以下、「2024年決議」といいます。）、現在まで本制度を運用しております。

当社は、第1号議案が原案どおり承認可決されると、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、現行の本制度による報酬額水準を維持した内容で、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）を対象とした株式報酬制度として、その報酬枠を第4号議案でご承認をお願いする取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額とは別枠であらためて設定することについてご承認いただきたく存じます。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の概要是、事業報告「4. 会社役員に関する事項」の「（3）取締役および監査役の報酬等の額 ③取締役等の報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであり、監査等委員会設置会社へ移行後も概ね同内容の方針とする予定です。本議案は、監査等委員会設置会社への移行にともなう手続上のものであり、実質的な内容は、2024年決議においてご承認いただいた内容と同一であること、当該決定方針に沿った報酬等を支給するために必要かつ合理的な内容となっていることから、本議案の内容は相当であると考えております。

また、本議案の内容については、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会から相当である旨の答申を得ております。

第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されると、本議案の対象となる取締役（上記のとおり、監査等委員である取締役および社外取締役は対象外です。）は6名となります。

なお、本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力が発生するものといたします。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（設定済みです。以下、「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

また、本制度に基づき交付される当社株式については、下記3.のとおり、当該株式について当社と各取締役との間で譲渡制限契約を締結することにより譲渡制限を付すものとします。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として信託期間中の毎事業年度における一定の時期です。

① 本制度の対象者（注）	・当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）
② 対象期間	・当社の定める5事業年度以内の期間 ・現在の対象期間は2025年3月末日に終了する事業年度から2027年3月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するためには必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	・対象期間の事業年度数に100百万円を乗じた金額 ・現在の対象期間（3事業年度）においては合計300百万円
④ 当社株式の取得方法	・当社の自己株式の処分を受ける方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限およびそれに相当する当社株式の数	・1事業年度あたり250,000ポイント ・1ポイントは当社株式1株 ・発行済株式の総数（2025年3月31日時点、自己株式控除後）に対する割合は0.17%
⑥ ポイント付与基準	・役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	・信託期間中の毎事業年度における一定の時期
⑧ 下記3.に定める譲渡制限契約における譲渡制限期間	・当社株式の交付を受けた日から原則として当社の取締役または執行役員のいずれの地位からも退任する日まで

注：監査等委員会設置会社に移行するまでの期間については、2024年決議のとおり、社外取締役を除く取締役を対象としています。

(2) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、2024年決議に基づき、本信託にかかる信託期間を延長のうえで、2025年3月末日に終了する事業年度から2027年3月末日に終了する事業年度までの3事業年度を「対象期間」として定め、当該対象期間開始日以降、本制度に基づき取締役に交付するために必要と見込まれる当社株式の取得資金を本信託に追加信託しています。その後本信託は本信託内の金銭を原資として当社株式を追加取得していますが、本信託内の当社株式数が本制度に基づき取締役に交付するために必要と見込まれる株数に不足し、かつ、本信託内の金銭が、かかる不足分の当

社株式を取得するために必要な資金に不足する場合には、当社は、かかる不足分の当社株式の取得資金を本信託にさらに追加信託することができます。この場合には、本信託は、本信託内の金銭（当社が追加信託した金銭のほか、本信託に残存している金銭を含みます。）を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、追加取得します。ただし、当社株式の取得資金として当社が行う信託は、上記対象期間内において合計金300百万円以内になるように、かかる上限額の範囲内で行うものとします。

かかる上限金額は、現行の取締役の報酬水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。なお、2021年決議または2024年決議に基づき当社が信託した金銭を原資として本信託が取得済みの当社株式が、本制度に基づき監査等委員会設置会社移行後の取締役に交付されることがあります。

注：当社が実際に本制度に基づき本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、取締役を兼務していない執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入しており、同制度に基づき当該執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金もあわせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、現在の対象期間後も、新たな対象期間（5事業年度以内の期間とします。）を都度定めるとともに、これに伴い本信託の信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該新たな対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該新たな対象期間の事業年度数に100百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように新たな対象期間の設定によりポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、2024年決議による変更前の本制度に基づき既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

（3）取締役に交付される当社株式の算定方法および上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日（原則として毎事業年度）において、役位等に応じたポイントを付与します。なお、本定時株主総会終結以降に、本定時株主総会終結までの職務執行に対するポイントを2024年決議の範囲内で付与することができます。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり250,000ポイントを上限とします。これは、現行の取締役の報酬水準、取締役の員数の動向と今後の見込み、当社の株価等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。た

だし、2024年決議による変更前の本制度に基づき第16回定時株主総会の終結以前に付与されたポイント見合いの当社株式の交付は、2021年決議に従って行います。

1 ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、1 ポイントあたりの当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1 ポイントあたりの当社株式数は、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的に調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、原則として信託期間中の毎事業年度、下記③の譲渡制限契約を当社と締結することその他所定の手続を経ることを条件として、本信託の受益権を取得し、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。ただし、上記②のとおり、2024年決議による変更前の本制度に基づき第16回定時株主総会の終結以前に付与されたポイント見合いの当社株式については、2021年決議に従い、各取締役は原則として当社の取締役または執行役員のいずれの地位からも退任した時に所定の手続を行って本信託の受益権を取得し、本信託から交付を受けるものとします。

また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭（当該換金額）を交付することができます。

（4）議決権行使

本信託内の当社株式にかかる議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式にかかる議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

（5）配当の取扱い

本信託内の当社株式にかかる配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託にかかる受託者の信託報酬等に充てられます。

3. 取締役に交付される当社株式にかかる譲渡制限契約

上記2. (3) ①により付与されたポイント見合いとして交付される当社株式（なお、2024年決議による変更前の本制度に基づき第16回定時株主総会の終結以前に付与されたポイント見合いの当社株式を除きます。以下、本項において同じです。）については、当社と取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下、「本譲渡制限契約」という。）を締結するものとします（各取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとします。）。

ただし、対象期間終了後、最初に開催される定時株主総会の日までに任期満了、定年または死亡その他正当な理由により取締役が退任した場合は、退任日以後に交付する当社株式について、譲渡制限が付されていない普通株式を交付します。また、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することができます。

(1) 謾渡制限期間

取締役は、本制度により交付を受けた当社株式（以下、「本交付株式」という。）につき、その交付を受けた日（複数回交付を受けた場合には各交付を受けた日）から原則として当社の取締役または執行役員のいずれの地位からも退任する日までの間（以下、「本謹渡制限期間」という。）、本交付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「本謹渡制限」という。）。

取締役は本謹渡制限期間中、取締役が既に保有している株式と分別して管理することを目的に、当社が指定する証券会社の口座にて本交付株式の管理を行うものとする。

(2) 本交付株式の無償取得

- ① 取締役が上記（1）に違反して本交付株式の全部または一部を譲渡、担保提供その他の方法で処分しようとしたときは、当社は、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。
- ② 取締役が本謹渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、取締役が当該各号に該当した時点をもって、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。
 - i) 禁錮、拘禁刑以上の刑に処せられた場合
 - ii) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合
 - iii) 任期満了、定年または死亡その他正当な理由以外の理由により退任した場合
- ③ 取締役が本謹渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、取締役に対して本交付株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知の到達した時点をもって、本交付株式の全部（ただし、第2号の場合において本交付株式の一部を取得することが相当であると決定されたときは、当該一部に限る。）を当然に無償で取得する。
 - i) 当社の事業と競業する業務に従事し、または競合する法人その他の団体の役職員に就任したと当社の取締役会が認めた場合（ただし、当社の書面による事前の承諾を取得した場合を除く。）
 - ii) 法令、当社の内部規程または本契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合、その他本交付株式を当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合
 - iii) その行為が当社の名譽を毀損し、あるいは当社に著しい損害を与えたと当社の取締役会が認めた場合

(3) 組織再編等における取り扱い

本謹渡制限期間中に次の各号に掲げる事項が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、次の各号に定める日（以下、「組織再編等効力発生日」という。）が本謹渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る。）には、上記（1）にかかわらず、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本交付株式についての本謹渡制限が解除されるものとする。

- i) 当社が消滅会社となる合併契約　　合併の効力発生日
- ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画（当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部または一部を当社の株主に交付する場合に限る。）　　会社分割の効力発生日
- iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画　　株式交換または株式移転の効力発生日

- iv) 株式の併合（当該株式の併合により取締役の有する本株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限る。）
株式の併合の効力発生日
- v) 当社の普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得
会社法第171条第1項第3号に規定する取得日
- vi) 当社の普通株式を対象とする株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味する。）
会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日

(4) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示および通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容とする。

以 上

事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

売上収益

当連結会計年度における売上収益は、モビリティ＆テレマティクスサービス分野、セーフティ＆セキュリティ分野、エンタテインメント ソリューションズ分野の3分野全てで増収となったことから、前期比で約108億円増（3.0%増収）となる3,703億8百万円となりました。

事業利益

当社は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除したものを「事業利益」としています。

当連結会計年度における事業利益は、増収効果に加えて前期に実施した構造改革効果が発現したことなどから、前期比で約56億円の大幅増（28.4%増益）となる253億7百万円となりました。

営業利益

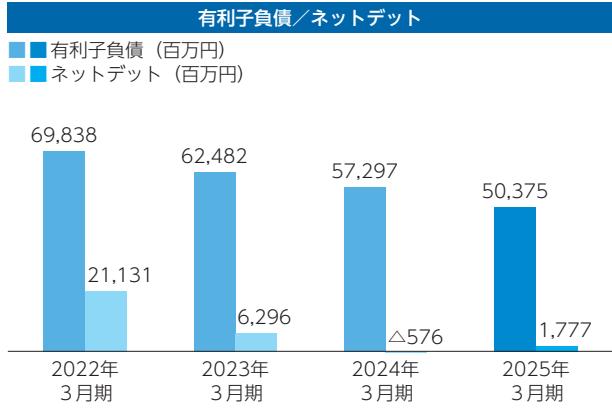
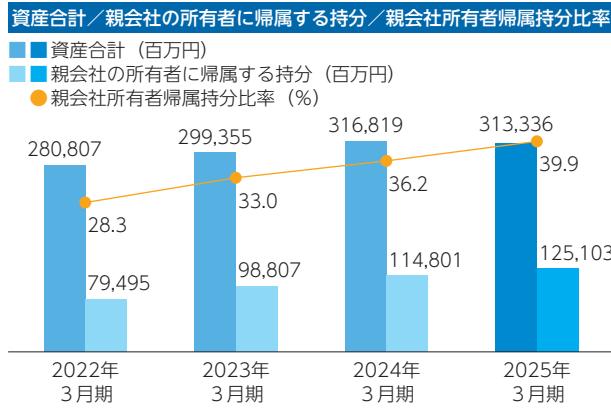
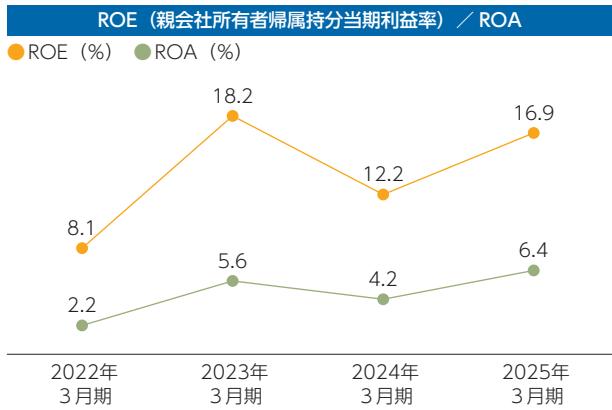
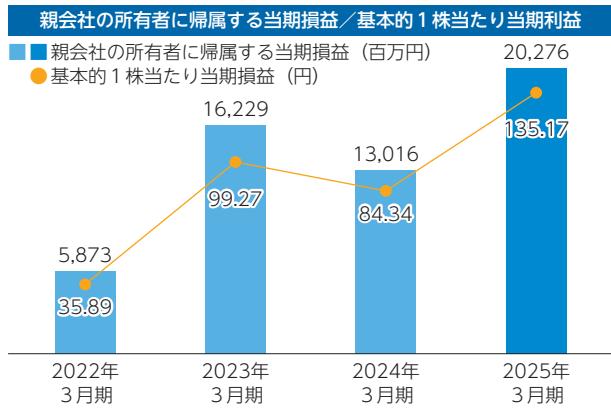
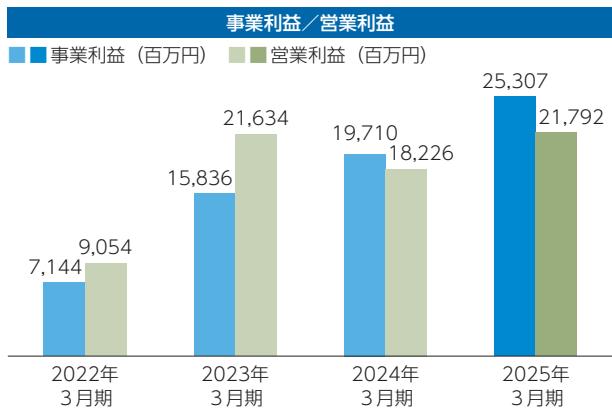
当連結会計年度における営業利益は、事業利益が増益となったことなどから、前期比で約36億円の大幅増（19.6%増益）となる217億92百万円となりました。

税引前利益

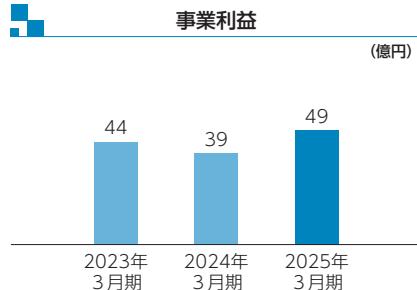
当連結会計年度における税引前利益は、営業利益が増益となったことに加え、持分法適用関連会社の利益が増加したことなどから、前期比で約52億円の大幅増（28.7%増益）となる234億90百万円となりました。

親会社の所有者に帰属する当期利益

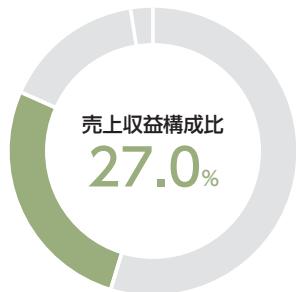
当連結会計年度における親会社の所有者に帰属する当期利益は、税引前利益が増益となったことに加え、繰延税金資産を計上したことなどから、前期比で約73億円の大幅増（55.8%増益）となる202億76百万円となりました。



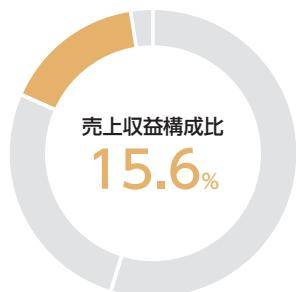
モビリティ&テレマティクスサービス分野



セーフティ&セキュリティ分野



エンタテインメントソリューションズ分野



売上収益

2,032億43百万円 (前連結会計年度比1.9%増)

OEM事業は、車載用スピーカー、アンプ、アンテナ、ケーブル、レンズなど海外OEM事業の販売が好調に推移したことや、国内の用品事業が堅調に推移したことなどから、前期比で増収となりました。

アフターマーケット事業は、第1四半期連結会計期間に国内において自動車販売減の影響を受けたものの、中間連結会計期間以降は回復傾向となり、前期並みの実績となりました。

テレマティクスサービス事業は、損害保険会社向け通信型ドライブレコーダーなどのテレマティクスソリューション関連商品の販売が大幅に減少したことから、前期比で大幅な減収となりました。

売上収益

1,000億8百万円 (前連結会計年度比6.7%増)

無線システム事業は、北米の公共安全市場向け業務用無線機の販売が好調に推移したことにより、一部出荷の前倒し影響などから、前期比で約76億円の増収となりました。

業務用システム事業は、医用画像表示モニターの販売が減少したことなどから、前期比で約13億円の減収となりました。

事業利益

48億81百万円 (前連結会計年度比26.1%増)

OEM事業が増収効果により増益となったことに加え、アフターマーケット事業が流通在庫正常化による生産回復により増益となったことから、テレマティクスサービス事業の減収影響や為替ヘッジによるマイナス影響を受けたものの、モビリティ&テレマティクスサービス分野全体では、前期比で増益となりました。

売上収益

579億36百万円 (前連結会計年度比3.5%増)

メディア事業は、プロジェクター、ポータブル電源などの販売が堅調に推移したことなどから、前期比で約20億円の増収となりました。

エンタテインメント事業は、有力アーティストの新譜などコンテンツビジネスの販売が堅調に推移したことなどから、前期に引き続き堅調な売上収益を確保しました。

事業利益

185億79百万円 (前連結会計年度比12.7%増)

無線システム事業は、当第4四半期連結会計期間に部品供給不足による影響を受けたものの、北米の公共安全市場向けの販売が好調に推移したことにより増益となり、業務用システム事業も固定費削減効果の発現などにより損益が改善したことなどから、セーフティ&セキュリティ分野全体でも、前期比で増益となりました。

事業利益

18億49百万円 (前連結会計年度比2,106百万円増)

メディア事業の業務用力メラ事業において、当第4四半期連結会計期間に追加で部材の損失引当額5億円を計上したものの、前期に実施した構造改革効果に加え、固定費削減効果が発現したことおよびエンタテインメント事業が前期に引き続き堅調な利益を稼ぎ増益となったことなどから、エンタテインメントソリューションズ分野全体では前期比で大幅な増益となり、黒字に転換しました。

(2) 剰余金の処分の方針

当社は、安定的な利益還元および今後の成長に向けて経営資源を確保することを経営上の最重要課題の一つと考え、収益力および財務状況を総合的に考慮して、総還元性向を株主還元の指標としています。業績に応じた株主還元策とした配当に加え、中長期的な利益成長に向けた資本活用、資本効率性改善効果のバランスを踏まえつつ、機動的に自己株式取得を行い、総還元性向30～40%を目安に株主への安定的な利益還元を行うこととしております。

当社は、剰余金の配当の基準日として、期末配当の基準日（3月31日）、中間配当の基準日（9月30日）の年2回のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨定款で定めています。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨定款で定めています。

上記配当政策に基づき、当事業年度の中間配当は、2024年10月31日開催の取締役会で、2008年の経営統合以降初めての実施となる1株当たり5円（普通配当）といたしました。期末配当は、利益実績を踏まえ、2025年5月14日開催の取締役会で、1株当たり10円（普通配当）とすることを決議しました。1株当たり15円の年間配当（約22.6億円）と約65億円の自己株式取得により、総還元性向は約43%となる見込みです。

2025年度は、業績および財務状況の向上に努め、年間配当予想を1株当たり18円（中間配当：6円、期末配当：12円）としています。また、2025年5月1日開催の取締役会で、約20億円の自己株式取得を行うことを決議しました。

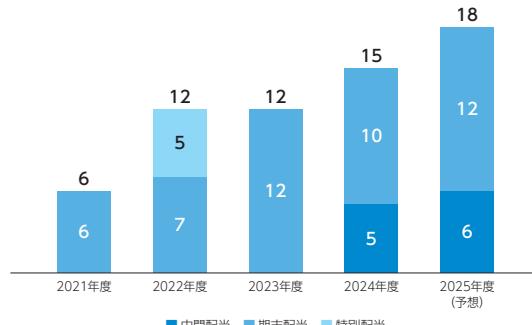
<配当の実績と予想>

時期	内容	金額
2023年5月	2022年度 期末配当	約20億円（12円／株） 普通配当7円、特別配当5円
2024年5月	2023年度 期末配当	約18億円（12円／株）
2024年12月	2024年度 中間配当	約7.6億円（5円／株）
2025年5月	2024年度 期末配当	約15億円（10円／株）
2025年11月 (予想)	2025年度 中間配当	約9億円（6円／株）
2026年5月 (予想)	2025年度 期末配当	約18億円（12円／株）

<自己株式取得の実績と予定>

時期	金額
2023年6月	約40億円
2023年12月	約25億円
2025年2月	約45億円
2025年5月 (予定)	約20億円

一株当たり配当金推移（円）



(3) 財産および損益の状況の推移

① 当社グループの財産および損益の状況 (IFRS)

区分	第14期 (2022年3月期)	第15期 (2023年3月期)	第16期 (2024年3月期)	第17期 (2025年3月期)
売上収益 (百万円)	282,088	336,910	359,459	370,308
事業利益 (百万円)	7,144	15,836	19,710	25,307
営業利益 (百万円)	9,054	21,634	18,226	21,792
税引前利益 (百万円)	8,515	21,161	18,245	23,490
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	5,873	16,229	13,016	20,276
基本的1株当たり当期利益 (円)	35.89	99.27	84.34	135.17
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	35.86	99.10	83.84	134.07
資産合計 (百万円)	280,807	299,355	316,819	313,336
資本合計 (百万円)	83,961	103,731	121,220	131,399
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	79,495	98,807	114,801	125,103
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	486.26	604.39	761.35	845.07

(注) 「基本的1株当たり当期利益」および「希薄化後1株当たり当期利益」は、期中平均株式数に基づいて算出しています。なお、期中平均株式数は、自己株式を控除して計算しています。

② 当社の財産および損益の状況 (日本基準)

区分	第14期 (2022年3月期)	第15期 (2023年3月期)	第16期 (2024年3月期)	第17期 (2025年3月期)
売上高 (百万円)	144,134	173,131	164,551	160,803
営業利益又は営業損失 (△) (百万円)	△1,457	4,715	1,743	6,937
経常利益 (百万円)	1,992	6,968	9,399	14,704
当期純利益 (百万円)	1,369	5,016	10,937	21,394
1株当たり当期純利益 (円)	8.37	30.68	70.87	142.63
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—
総資産額 (百万円)	221,466	222,118	223,791	212,124
純資産額 (百万円)	76,304	79,452	81,827	93,966
1株当たり純資産額 (円)	466.74	486.00	542.67	634.74

(4) 会社の対処すべき課題

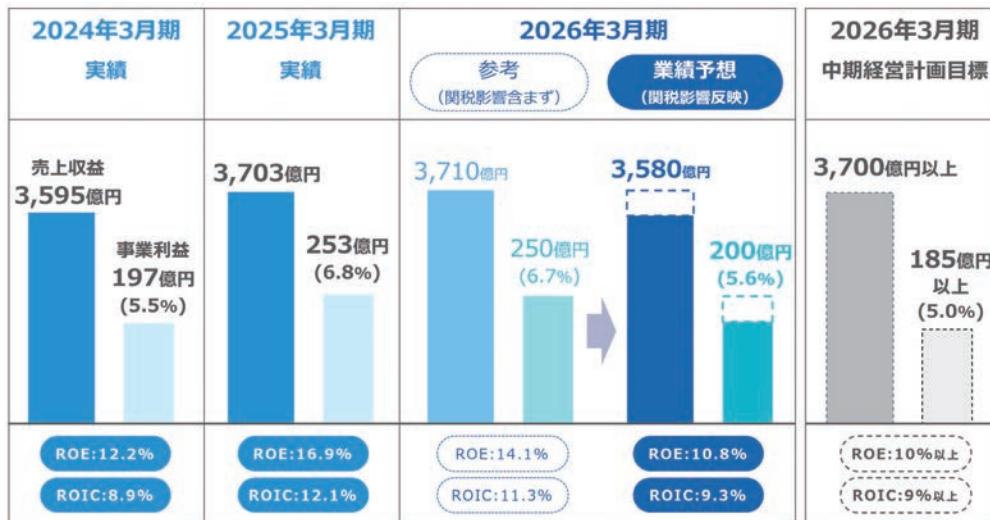
1. 中期経営計画「VISION2025」の進捗について

当社は企業理念として「感動と安心を世界の人々へ」提供することを掲げており、企業理念の実現に向けて「たくましさ」と「したたかさ」を併せ持つエクセレント・カンパニーへの飛躍を目指しています。

2023年4月に策定した中期経営計画「VISION2025」では、基本戦略「変革と成長」をさらに進化させ、事業ポートフォリオとキャピタル・アロケーションの最適化を図るとともにサステナビリティ経営を推進し、企業価値の最大化に向けて取り組んでいます。

「VISION2025」の中間年度にあたる当連結会計年度（2024年度）は、売上収益、事業利益、ROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）、ROIC（投下資本利益率）の最終年度目標を上回る実績を前倒しで達成しました。

2025年度は、関税影響により減収予想も、売上収益以外の目標達成を見込んでいます。



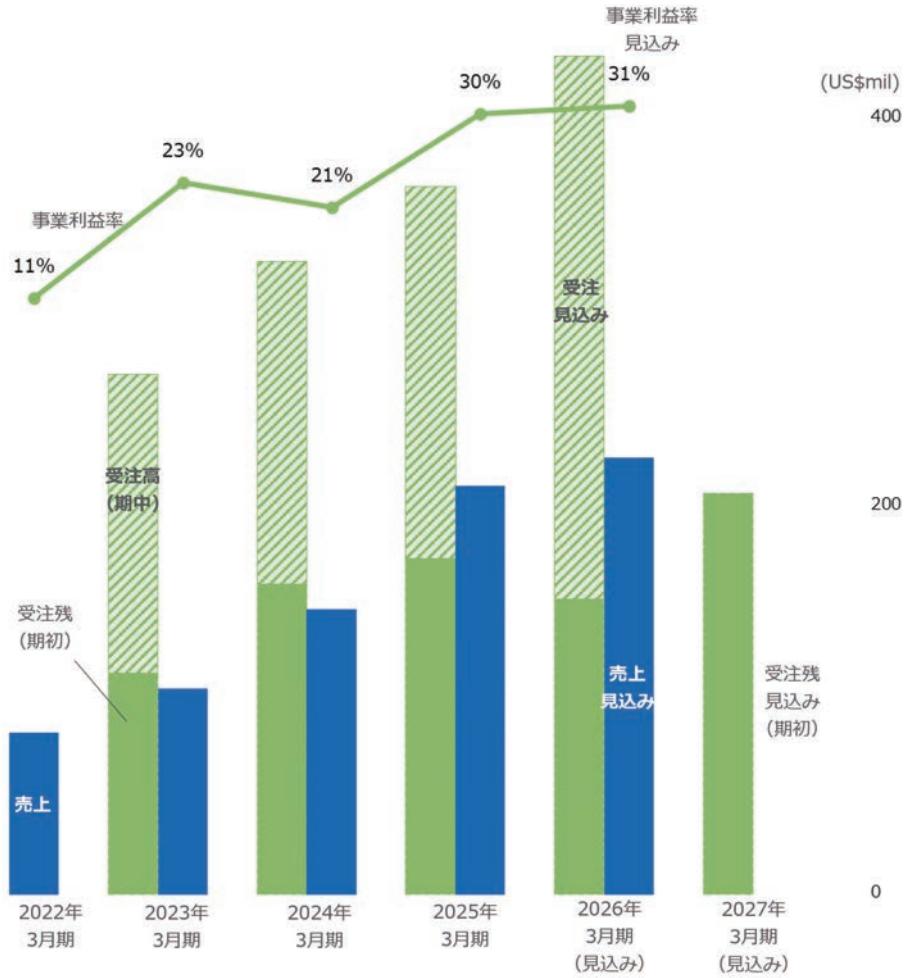
► 中期経営計画「VISION2025」の詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.jvckenwood.com/jp/corporate/policy.html>) に掲載しています。

無線システム事業 北米公共安全市場は引き続き堅調

当連結会計年度（2024年度）は、成長牽引事業である無線システム事業が、世界的な需要増や新商品投入効果を主因とした受注高拡大により、受注残増加とともに受注残の出荷が進み、売上高は順調に拡大しました。

2025年度は、前年度を上回る受注を獲得し、引き続き成長軌道を維持する見込みです。

<北米公共安全市場向け受注残/受注/売上推移>



2. 関税影響を含む2026年3月期の見通しについて

2026年3月期は、セーフティ&セキュリティ分野の無線システム事業で、北米公共安全市場の堅調な需要の継続が見込まれ、当社は同市場での事業拡大を図るために人員増強などの先行投資を継続的に実施します。加えて、2025年3月期第4四半期連結会計期間に引き続き、2026年3月期の第1四半期連結会計期間以降も無線システム事業の部品供給不足による影響の発生が見込まれるため、この影響のミニマイズを図るべく様々な対策を実施していきます。また、モビリティ&テレマティクスサービス分野は、海外OEM事業、国内用品事業の堅調な販売を見込むとともに、エンタテインメント ソリューションズ分野は、エンタテインメント事業のコンテンツビジネスの堅調な販売に加え、メディア事業で2025年3月期に実施した損失引当による効果の発現を見込んでいます。

一方で、米国の関税措置が当社グループの事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。当社の全社売上収益に占める米国向けの比率は約25%であり、主に以下の事業・製品で構成されています。

モビリティ&テレマティクスサービス分野	ディスプレイオーディオ オーディオ スピーカー
セーフティ&セキュリティ分野 無線システム事業	業務用無線機 付属品
エンタテインメント ソリューションズ分野 メディア事業	ヘッドホン イヤホン プロジェクター

当社は、本関税措置が当社グループの事業および業績へ与える影響を最小限とするべく、米国相互関税緊急対応プロジェクトを設置しました。このプロジェクトを軸に、短期的な施策として製品への価格転嫁や中国産品の販売抑制などを実施していきますが、モビリティ&テレマティクスサービス分野やエンタテインメント ソリューションズ分野においては、これらの施策による生産・販売数量の減少や米国および中国の景気減速によるマイナス影響が想定されます。

一方で、米国向けの構成比が大きいセーフティ&セキュリティ分野の無線システム事業は、価格転嫁を中心とした施策によって現時点で想定される関税影響はほぼ吸収できる見込みです。

これらの結果、現時点では、本関税措置による2026年3月期におけるマイナス影響額は売上収益で130億円、事業利益で50億円と見込んでいます。

(5) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は18,147百万円で、主な内容は、工具・器具および備品等生産設備の拡充と更新にかかるものです。

(6) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(7) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(9) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(10) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2024年10月15日付で、株式会社サイエンスアーツと資本業務提携契約を締結し、2024年10月31日に第三者割当増資による募集株式を引き受け、同社株式655,000株（出資比率（議決権ベース）8.13%）を取得しました。

(11) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ピクターエンタテインメント株式会社	5,595百万円	100.0%	音楽・映像ソフトの企画・制作・販売、ライブ事業、ゲーム事業等
JVCKENWOOD USA Corporation	94,600千米ドル	100.0%	卸売（アメリカ他）
PT JVCKENWOOD Electronics Indonesia	22,400千米ドル	100.0%	モビリティ＆テレマティクス関連機器の製造販売
JVCKENWOOD Electronics Malaysia Sdn. Bhd.	67,639千リンギット	100.0%	通信関連機器の製造販売
JVCKENWOOD Optical Electronics (Thailand) Co., Ltd.	488,000千バーツ	100.0%	モビリティ＆テレマティクス関連機器の製造販売
JVCKENWOOD Hong Kong Holdings Ltd.	32,972千米ドル	100.0%	モビリティ＆テレマティクス関連機器の製造販売および電子機器受託生産サービス
ASK Industries S.p.A.	28,000千ユーロ	100.0%	モビリティ＆テレマティクス関連機器の開発・製造・販売
EF Johnson Technologies, Inc.	0千米ドル	100.0%	業務用無線システムの開発・製造・販売

（注）当社の出資比率は、当社の間接所有の割合も含めて記載しています。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(12) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業区分	事業内容
モビリティ＆テレマティクスサービス分野	カーナビゲーションシステム、ドライブレコーダー、車載用デバイスおよびテレマティクスソリューション等の企画・製造・販売
セーフティ＆セキュリティ分野	業務用無線機器、アマチュア無線機器、業務用映像監視機器、業務用オーディオ機器および医用画像表示モニター等の製造・販売
エンタテインメント ソリューションズ分野	プロジェクター、ヘッドホン、ホームオーディオ、ポータブル電源および業務用ビデオカメラ等の製造・販売、CD/DVD（パッケージソフト）等の受託ビジネス、CD/DVD（パッケージソフト）の製造ならびにオーディオ・ビデオソフト・配信等のコンテンツ等の企画・制作・販売
その他	サービスパート他

(13) 主要な営業所および工場 (2025年3月31日現在)

① 当社本店

神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地

② 国内事業所および生産拠点

名 称	所 在 地
株式会社JVCケンウッド（当社）	本社・横浜事業所 神奈川県横浜市
	白山事業所 神奈川県横浜市
	横須賀事業所 神奈川県横須賀市
株式会社JVCケンウッド山形	山形県鶴岡市
株式会社JVCケンウッド長野	長野県伊那市
株式会社JVCケンウッド長岡	新潟県長岡市
株式会社JVCケンウッド・クリエイティブメディア	神奈川県横須賀市

③ 国内営業・その他拠点

名 称	所 在 地
株式会社JVCケンウッド（当社）	東京、札幌、仙台、名古屋、大阪、 広島、福岡他主要都市
ビクターエンタテインメント株式会社	東京都渋谷区
株式会社JVCケンウッド・公共産業システム	東京都港区
株式会社JVCケンウッド・ビデオテック	東京都渋谷区
株式会社JVCケンウッド・サービス	神奈川県横須賀市
株式会社JVCケンウッド・エンジニアリング	神奈川県横浜市
株式会社JVCケンウッド・デザイン	東京都世田谷区
株式会社JVCケンウッド・パートナーズ	神奈川県横浜市

④ 海外生産・営業拠点

名 称	所 在 地
JVCKENWOOD USA Corporation	アメリカ
EF Johnson Technologies, Inc.	アメリカ
JVCKENWOOD Europe B.V.	オランダ
ASK Industries S.p.A.	イタリア
JVCKENWOOD Singapore Pte. Ltd.	シンガポール
JVCKENWOOD Electronics Malaysia Sdn. Bhd.	マレーシア
JVCKENWOOD Optical Electronics (Thailand) Co., Ltd.	タイ
PT JVCKENWOOD Electronics Indonesia	インドネシア
JVCKENWOOD (China) Investment Co., Ltd.	中国
JVCKENWOOD Hong Kong Holdings Ltd.	中国

(14) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	従業員数の推移 (名)
15,151名 (717名)	729名減	
(注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員です。		
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当連結会計年度における平均雇用人員(1日8時間換算)です。		
3. 臨時従業員は、パートタイマーおよびアルバイトを含み、派遣社員は除いています。また、常用雇用の有期契約社員は、従業員数に含めて記載しています。		

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,061名 (－名)	28名減	51.0歳	24.8年
(注) 1. 従業員数は、当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む就業人員です。			
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当事業年度における平均雇用人員(1日8時間換算)です。			
3. 臨時従業員は、パートタイマーおよびアルバイトを含み、派遣社員は除いています。また、常用雇用の有期契約社員は、従業員数に含めて記載しています。			

(15) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	7,560百万円
株式会社三井住友銀行	6,274百万円
株式会社SBI新生銀行	5,530百万円
三井住友信託銀行株式会社	5,335百万円
株式会社みずほ銀行	4,818百万円
株式会社横浜銀行	4,275百万円
株式会社あおぞら銀行	2,830百万円
株式会社伊予銀行	1,060百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,050百万円
株式会社莊内銀行	800百万円
株式会社福岡銀行	800百万円

(16) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(17) 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

① 当社及び当社の主要な子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の取締役、使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 企業ビジョン、経営方針及び行動指針を制定し、これらを遵守するとともに、コンプライアンスに関する統括部門を定め、当社グループの全役職員と共有し徹底を図る。
- 2) 当社グループ全体を対象にした各種の社内規程類又はガイドライン等を整備し、使用人の職務執行の指針とする。
- 3) JVCケンウッドグループ コンプライアンス行動基準を定め、これを遵守する。
- 4) 当社グループ各社において「取締役会規程」を定め、経営意思決定・取締役の職務の執行の監督を適正に行う。
- 5) 当社グループ全体を対象にした内部監査を実施するほか、当社グループ全従業員が利用可能な内部通報制度「JVCケンウッドグループ 内部通報規程」を定め、「JVCケンウッドグループ コンプライアンス行動基準」を逸脱する行為に関する通報とは正手順及び通報者が不利益な扱いを受けないよう監視、保護する手順を整備する。
- 6) 監査役は、独立した立場から、当社グループにおける取締役、使用人等の職務執行状況を監査する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 「取締役会規程」に基づいて取締役会議事録を作成し、法令及び社内規程に基づき本店に永年保存する。
- 2) 機密文書情報や機密電子情報を管理する際の遵守すべき基本的事項を定める「情報セキュリティ管理規程」を定め、明確な取扱いを行う。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) コンプライアンス及びリスクマネジメントに関するグループ規程を定め、それらのモニタリングに関する全社的組織体制を設置し、責任を明確にすることにより、当社グループにおけるリスクマネジメント活動を適正に推進する。
- 2) リスク別の管理規程を整備し、当社グループにおける各種リスクの未然防止や、発生時の対応・復旧策を明確にすることにより、重大事案の発生時における被害の拡大防止や損失の極小化を図る。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社において企業集団全体の事業計画等を策定することにより、経営目標を明確化し、当社グループに展開し、その達成状況を検証する。
- 2) 当社においては、執行役員制度を導入し、業務執行を執行役員に委任することによって経営の監督機能と業務執行機能を分化し、監督責任と業務執行責任を明確にする。
- 3) 当社において「取締役会規程」及び「執行役員会規程」並びにグループ規程「職務権限規程」、「意思決定・権限基準」及び「決裁一覧表」を定めて、当社グループ全体の経営意思決定の方法を明確にする。
- 4) 当社グループ各部門の職務分掌に関する規程を定め、担当領域を具体的にし、明確な執行を行う。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 1) 「連結経営の基本方針」に基づき、経営理念・経営方針を共有するとともに、当社グループ規程として「職務権限規程」、「意思決定・権限基準」、「決裁一覧表」を定めて、企業集団全体での業務の適正化を図る。
- 2) 主要な子会社に役員または業務管理者を派遣して、業務の適正化を確保する。
- 3) 子会社を対象にした内部監査部門による内部監査等を実施する。

⑥ 子会社の取締役及び業務を執行する社員等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- 1) 子会社毎に当社の主管部門を定め、重要な情報の主管部門への報告の義務付けを行うとともに、主管部門は当該子会社の経営全般に対して責任を持つ。
- 2) 必要に応じて、当社から各子会社に役員及び管理部門スタッフを派遣することにより、当該子会社の職務の執行状況を業務執行ラインで把握する。
- 3) 当社グループ内で事業運営に与える異常事態が発生した場合に、遅滞なく適切な手順で当社経営トップに報告がなされる体制を確保する。

⑦ 当社の監査役の職務を補助する使用人に関する体制、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 当社は、当社の監査役の監査業務を補助するため、監査役スタッフとして監査役の補助使用人（以下「補助使用人」）を置く。補助使用人として専任者の設置が困難な場合は、兼任者を1名以上設置する。
- 2) 当社は、補助使用人が専任の使用人である場合の人事考課は、監査役が行う。補助使用人が兼任の使用人で、補助使用人が主務である場合人事考課は監査役が行い、また、補助使用人が主務でない場合は監査役が補助使用人としての評価を行ったうえで主務の人事考課者に評価結果を提出する。当社は、補助使用人の任用、人事異動、懲戒処分等は、監査役と事前協議する。
- 3) 当社の監査役は、監査役スタッフに対する指揮命令権を持つ等、補助使用人の独立性の確保に必要な事項を明確化し、当社はこれを尊重する。

- ⑧ 当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- 1) 当社の監査役は、取締役会その他重要会議に出席し、当社グループにおける業務の執行状況その他の重要な事項について報告を受ける。
 - 2) 当社の取締役及び本社部門長が、当社の監査役に対し定期的かつ必要に応じて業務執行状況の報告を行う。
 - 3) 当社の監査役は、上記を含む年度監査計画に基づき、当社の各事業所・子会社の監査を実施し、報告を受け、聴取を行う。
 - 4) 当社グループの取締役及び使用人並びにこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役が事業の報告を求めた場合又は当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速に対応する。
 - 5) 当社グループ全体を対象にした当社監査役への通報システムを設け、当社グループ内で発生した役員及び内部通報制度のヘルpline窓口担当者のコンプライアンス問題及び違反行為について、当社グループ従業員等が直接監査役会に通報する体制を構築する。
 - 6) 当社の監査役は、内部監査部門の監査計画と監査結果について定期的に報告を受ける。
- ⑨ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が上記⑧の報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 当社の監査役への報告を行った当社グループの報告者について当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行ふことを禁止し、当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。
 - 2) 内部通報システムにより通報を受けた当社の監査役は、通報を理由として通報者に不利益な取扱いを行わないように関係部門に要請するとともに、通報者から不利益な取扱いを受けている旨の連絡がなされた場合、当社及び当社グループの人事部門に当該不利益な取扱いの中止を要請する。
- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 1) 当社の監査役が、その職務の遂行に関して、当社に対して費用の前払い等の請求をした場合は、当社は、当該請求に係る費用又は債務が当社の監査役の職務の遂行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - 2) 当社の監査役は、監査の効率性及び適正性に留意して監査費用の支出を行う。
- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
- 1) 当社の取締役は、当社の監査役が策定する監査計画に従い、実効性ある監査を実施できる体制を整える。
 - 2) 当社の代表取締役と当社の監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つ。
 - 3) 当社の取締役は、当社の監査役の職務の遂行にあたり、法務部門・経理部門・内部監査部門及び外部の専門家等との連携を図れる環境を整備する。
 - 4) 社外監査役の選任にあたっては、専門性だけでなく独立性も考慮する。

(12) 財務報告の適正性を確保するための体制

- 1) 金融商品取引法及び関連法令に基づき、当社及びその子会社から成る企業集団の財務報告の適正性を確保するための体制の整備を図る。
- 2) 財務報告の適正性を確保するための体制の整備・運用状況を定期的に評価し、改善を図る。

(13) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方

当社グループは、役職員を標的とした不当要求や、健全な経営活動を妨害するなど、ステークホルダーを含めた当社グループ全体に被害を生じさせるおそれのあるすべての反社会的勢力に対して、必要に応じて外部専門機関と連携しながら法的措置を含めた対応を取りつつ、資金提供、裏取引を含めた一切の取引関係を遮断し、いかなる不当要求をも拒絶する。当社グループは、このような反社会的勢力の排除が、当社の業務の適正を確保するために必要な事項であると認識している。

(2) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記体制に基づいて、当事業年度において実施した主な取り組みの概要は以下のとおりです。

① コンプライアンスに関する取り組み

最高経営責任者（CEO）を委員長とするコンプライアンス委員会と担当部門は、関連規程の維持と更新、社内教育およびコンプライアンス情報発信等を主導しています。特に社内教育は、対面にこだわらず社内インターネットを活用することで実効性を確保するとともに、管理職層がみずから実施するスタイルの研修も取り入れています。

また、ヘルplineおよび監査役通報システムの内部通報制度は、公益通報者保護法の趣旨に沿って整備され、通報の秘密は厳守されます。また、社内インターネットおよびメールマガジンを通じて、従業員等に対する内部通報制度の周知徹底に努めています。

② リスク管理に関する取り組み

当社は、リスクサーベイランスと事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の更新を定期的に実施する一方、部門毎に実施するBCP訓練方法の見直しに着手しています。また、異常事態発生時の報告・対応体制について周知しています。

③ 取締役会の運営に関する取り組み

当社は、執行役員制度に加え、社外取締役を取締役会議長に選任して取締役会を運営することで、ガバナンスの強化をはかるとともに業務執行を執行役員に委任する経営体制をとることにより、監督と執行を明確に分離しています。

また、当社は、取締役会の機能の独立性と客觀性を強化するため、社外取締役全員および社長執行役員 最高経営責任者（CEO）が委員となる指名・報酬諮問委員会を設置しています。指名・報酬諮問委員会は、当社の代表者の候補者を取締役会に提案するとともに、代表者等から提案される役員候補者および役員報酬案の妥当性の検討を行い、取締役会に答申しています。取締役会は、指名・報酬諮問委員会の意見を尊重し、役員候補者および役員報酬を決定しています。

指名・報酬諮問委員会は、2025年3月31日現在、委員長に社外取締役である鬼塚ひろみ氏が、同委員に社外取締役である浜崎祐司氏、平子裕志氏および平野聰氏ならびに社長執行役員 最高経営責任者（CEO）である江口祥一郎氏が就任しています。

なお、当社は、今後、意思決定や業務執行の迅速化および監督機能の強化を推進するために、2025年2月27日開催の取締役会において、2025年6月開催予定の第17回定時株主総会で承認可決されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議しています。

(4) 子会社管理に関する取り組み

経営監査室は、監査対象となる国内外の関係会社の業務監査を3年以内に完了するようにしています。経営監査室は、2024年度に関係会社8社の業務監査を行いました。また、経営監査室は、業務監査の指摘事項に対する改善策の実施状況をフォローして取締役会に報告しています。

(5) 監査役監査について

監査役は、取締役会および執行役員会等の重要会議に出席あるいは陪席し、取締役、執行役員および従業員等から業務の執行状況その他の重要な事項についての報告および説明を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書その他重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所で事業部門等の業務および財産の状況を調査しています。また、子会社の本社や主要事業所等において取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて事業の状況および業務執行状況等の報告を受けました。監査役は、当事業年度中に国内外関係会社のほか、本社部門、事業部門、国内営業拠点等合計35か所の往査をWEB会議システムも併用し実施するとともに、内部監査部門である経営監査室から期初までに年間内部監査計画を、また、月次で内部監査結果の報告を受けています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

特定の者またはグループが株式を取得することにより、会社の企業価値または株主共同利益が毀損されるおそれがあると判断される場合には、法令および定款によって許容される限度において、企業価値向上および株主共同利益の確保のための相当な措置を講じることが必要であると考えられています。当社としても企業価値向上および株主共同利益の確保の重要性は認識しており、慎重に検討を継続していますが、現時点において具体的な防衛策等の導入はしていません。

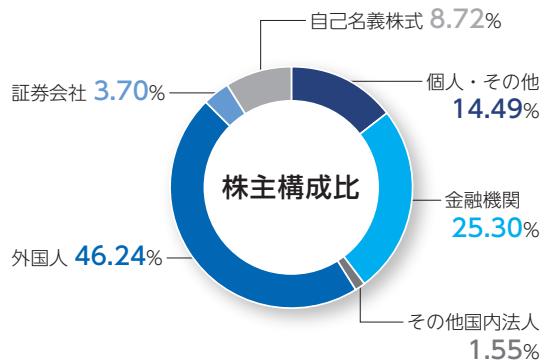
2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 400,000,000株

(2) 発行済株式の総数 164,000,201株
(うち自己株式* 15,960,655株)

* : 自己名義株式数 14,297,155株
役員向け株式報酬制度に係る信託が保有する株式数 632,700株
従業員向け株式給付信託制度に係る信託が保有する株式数 1,030,800株

(3) 株主数 36,957名



(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	24,491,000株	16.36%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	11,470,800株	7.66%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	6,043,648株	4.04%
J P MORGAN CHASE BANK 385632	5,873,940株	3.92%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	5,518,527株	3.69%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	4,737,102株	3.16%
MSIP CLIENT SECURITIES	4,617,525株	3.08%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	3,335,060株	2.23%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	2,591,600株	1.73%
GOVERNMENT OF NORWAY	2,331,208株	1.56%

(注) 当社は、自己名義株式14,297,155株を保有していますが、上記大株主からは除いています。また、持株比率は、自己名義株式を控除して計算しています。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

当事業年度中に、取締役（社外取締役を除く）退任者1名に対し、職務執行の対価として当社普通株式23,300株を交付しました。なお、当社の株式報酬の内容につきましては、「4. 会社役員に関する事項」の「(3) 取締役および監査役の報酬等の額」に記載しています。

3 会社の新株予約権等に関する事項 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2025年3月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況等
浜崎祐司	取締役	取締役会議長、指名・報酬諮問委員会 委員 株式会社明電舎 特別顧問
江口祥一郎	代表取締役	社長執行役員 最高経営責任者 (CEO ^{*1})、指名・報酬諮問委員会 委員 株式会社AIST Solutions 社外取締役
野村昌雄	代表取締役	専務執行役員 モビリティ&テラマティクスサービス分野責任者
宮本昌俊	代表取締役	専務執行役員 最高財務責任者 (CFO ^{*2})
鈴木昭	取締役	専務執行役員 セーフティ&セキュリティ分野責任者、SCM ^{*3} 改革担当
林和喜	取締役	常務執行役員 コーポレート部門担当
園田剛男	取締役	常務執行役員 最高技術責任者 (CTO ^{*4})、 最高情報セキュリティ責任者 (CISO ^{*5})
鬼塚ひろみ	取締役	指名・報酬諮問委員会 委員長 東京エレクトロン デバイス株式会社 社外取締役
平子裕志	取締役	指名・報酬諮問委員会 委員 ANAホールディングス株式会社 特別顧問 株式会社セブン銀行 社外取締役 九州電力株式会社 社外取締役
平野聰	取締役	指名・報酬諮問委員会 委員 株式会社トプコン 代表取締役会長
氏名	地位	重要な兼職の状況等
栗原直一	常勤監査役	—
藤岡哲哉	監査役	—
海老沼隆一	監査役	由風BIOメディカル株式会社 社外監査役 株式会社ニクニ 取締役
小橋川保子	監査役	JK&CREW税理士法人 パートナー 日東電工株式会社 社外監査役

*1 : Chief Executive Officer、*2 : Chief Financial Officer、*3 : Supply Chain Management、*4 : Chief Technology Officer、*5 : Chief Information Security Officer

- (注) 1. 取締役 浜崎祐司氏、鬼塚ひろみ氏、平子裕志氏および平野聰氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
 2. 監査役 藤岡哲哉氏、海老沼隆一氏および小橋川保子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
 3. 監査役 栗原直一氏は、当社グループ子会社社長等の企業経営経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有します。
 監査役 藤岡哲哉氏および海老沼隆一氏は、当社グループ外の上場企業の常勤監査役等の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有します。
 監査役 小橋川保子氏は公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しま

- す。
4. 当社は、取締役 浜崎祐司氏、鬼塚ひろみ氏、平子裕志氏および平野聰氏ならびに監査役 藤岡哲哉氏、海老沼隆一氏および小橋川保子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
 5. 当事業年度中における取締役および監査役の地位および担当等の異動はありません。
 6. 当事業年度末日後における取締役および監査役の地位および担当等の異動はありません。
 7. 当社は、執行役員制度を導入しております。
- 執行役員は、2025年4月1日現在、上記取締役のうち、江口祥一郎氏、野村昌雄氏、宮本昌俊氏、鈴木昭氏、林和喜氏および園田剛男氏のほか以下9名の合計15名であります。

氏 名	地位および担当等
寺 田 明 彦	常務執行役員 中国総代表
佐 藤 勝 也	執行役員 セーフティ&セキュリティ分野 無線システム事業部長、同分野責任者補佐
村 岡 治	執行役員 海外地域担当、海外マーケティング本部長
関 谷 直 樹	執行役員 国内マーケティング本部長
鎌 田 浩 彰	執行役員 新興国マーケティング担当（インドネシア駐在）
原 田 久 和	執行役員 EF Johnson Technologies, Inc.出向、セーフティ&セキュリティ分野責任者補佐
中 井 純 子	執行役員 コーポレート部門担当補佐、サステナビリティ推進室長
佐 藤 博 之	執行役員 モビリティ&テレマティクスサービス分野 アフターマーケット事業部長
大 浦 徹 也	執行役員 エンタテインメント ソリューションズ分野責任者、同分野 メディア事業部長

(2) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

① 被保険者の範囲

当社および当社子会社の取締役、監査役および執行役員全員

② 保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、株主代表訴訟や第三者訴訟等により、被保険者である上記①の役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。保険料は、特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないと、一定の免責事由があります。また、当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害は填補の対象としないこととされていることにより、被保険者による職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の額 (百万円)			対象となる役員 の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	355	279	37	38	12
(うち社外取締役)	(50)	(50)	—	—	(5)
監査役	49	49	—	—	7
(うち社外監査役)	(28)	(28)	—	—	(5)
合計	405	328	37	38	19

- (注) 1. 上記には2024年6月21日開催の当社第16回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでいます。
 2. 上記には2024年6月21日開催の当社第16回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役3名を含んでいます。
 3. 上記の取締役の支給額には、執行役員を兼務する取締役の執行役員報酬を含んでいます。当社は内規に従い、取締役の報酬および執行役員の報酬を区分して支給しています。執行役員報酬の支給を受けた取締役は7名で、当社が当該7名に支給した執行役員報酬の合計額は固定報酬155百万円および業績連動報酬等である役員賞与37百万円の合計193百万円となっています。
 4. 当社は、2021年度から中長期インセンティブとして株式報酬制度を導入しており、当事業年度中に執行役員を兼務する取締役6名に対し、56,983ポイント（当事業年度中に費用計上した金額：38百万円）を付与しました。なお、株式報酬制度により付与したポイントは、1ポイント1株で換算して株式を付与する予定です。
 5. 連結報酬等の額が1億円以上の役員はいません。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

1) 取締役の報酬等について

取締役の報酬等は、2021年6月25日開催の第13回定時株主総会において、インセンティブ制度を導入することとし、固定報酬、短期インセンティブ（以下、「STI^{*1}」といいます。）および中長期インセンティブ（以下、「LTI^{*2}」といいます。）による3層構造として、その報酬内訳を明確にすることとしました。具体的には、固定報酬に加えて上記STIとしての賞与その他の金銭報酬を含めた報酬等として、年額432百万円以内（うち社外取締役分年額96百万円以内）とする旨が決議されています。

上記の取締役の報酬額には、使用人を兼務する取締役の使用人部分の報酬（執行役員分の報酬を含む。）を含めることとし、上記LTIとしての株式報酬については別枠としています。

なお、第13回定時株主総会の終結時の取締役の数は9名（うち社外取締役3名）で、執行役員を兼務する取締役は6名です。また、取締役には退職慰労金等を支給しないとする旨が決議されています。

株式報酬については、2021年6月25日開催の第13回定時株主総会において、信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入し（同株主総会の承認決議を、以下、「2021年決議」といいます。）、その後、2024年6月21日開催の第16回定時株主総会において、本制度の内容の一部変更および継続が決議されています（同株主総会の承認決議を、以下、「2024年決議」といいます。）。2024年決議において、当社の定める5事業年度以内の期間（現在の対象期間については、2025年3月末日に終了する事業年度から2027年3月末日に終了する事業年度まで）の間に在任する取締役（社外取締役を除きます。）を対象に、1事業年度あたり100百万円（現在の対象期間については、合計300百万円）を上限とした金銭を信託に拠出すること、1事業年度あたりに付与するポイント数（株式数）の上限を250,000ポイント（1ポイントは当社株式1株とし、当社株式について、株式分割・株式併合等が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて合理的に調整される。）とする旨決議されています。本制度の概要については下記 ③取締役等の報酬等の内容の決定に関する方針等 2) 信託を用いた株式報酬制度についてをご覧ください。

なお、第16回定時株主総会の終結時の取締役の数は10名（うち社外取締役4名）であり、本制度の対象となる取締役は6名です。

* 1 : STI : Short Term Incentiveの略、* 2 : LTI : Long Term Incentiveの略

2) 監査役の報酬等について

監査役の報酬額は、2009年6月24日開催の第1回定時株主総会において、月額9百万円以内とする旨が決議されています。なお、2009年6月24日開催の第1回定時株主総会の終結時の監査役の員数は5名（うち社外監査役3名）です。

監査役には、賞与、退職慰労金等を支給しないとする旨が決議されています。

③ 取締役等の報酬等の内容の決定に関する方針等

1) 取締役等の報酬等の内容の決定に関する方針等について

当社は、取締役の報酬について、株主総会で決議された報酬額の総額の範囲内で、指名・報酬諮問委員会の答申を受け、取締役会で決議された内規により報酬額の決定方法を定めています。具体的には、役位（社長、副社長、専務および常務等）ならびに職位（代表権、取締役会議長および指名・報酬諮問委員会委員等）ごとの個々の報酬額を設定したうえで個別の基本報酬額を決定し支給しています。当社の役員報酬制度は、固定報酬、STIおよびLTIによる3層構造として、その報酬内訳を明確にしています。当社役員報酬制度の概要は次のとおりです。

当社役員報酬制度の概要

報酬体系	①固定報酬および②STIを取締役の報酬の限度額（年額432百万円）の範囲内で支給。 ③LTIは別枠で支給
①固定報酬	・役位（社長、副社長、専務および常務等）ならびに職位（代表権、取締役会議長および指名・報酬諮問委員会委員等）ごとに内規で定めた報酬額。 ・月額報酬として金銭で支給。
②短期インセンティブ（STI）	・当期の業績を当期に反映するため、賞与として支給。 ・月額報酬額から算出される一定の割合の額を算定基準額とする。 ・毎年の業績（利益、資本効率指標等）に連動して、算定基準額の0%（支給なし）から200%（算定基準額の倍額）までの範囲で支給額を決定し、金銭で支給。
③中長期インセンティブ（LTI）	下記 2) 信託を用いた株式報酬制度について をご参照ください。
備考	・社外取締役および執行役員を兼務しない取締役は、STIの支給対象外。 ・社外取締役は、LTIの支給対象外。 ・固定報酬、STI、LTIの比率は、取締役会で75：10：15に決定（取締役兼務 執行役員）。

当社の指名・報酬諮問委員会および取締役会は、取締役の報酬内容の改善に向けて審議し、2024年3月29日開催の取締役会決議により、役員報酬制度の①固定報酬、②STI、③LTIの構成比を2024年度から見直しました。

具体的には、今後のさらなる業績拡大に向けて、取締役および執行役員のモチベーション向上に繋げるとともに、業績に連動した適切なインセンティブを設定するため、②STIおよび③LTIの構成比を増やしています。報酬構成比率の推移は以下のとおりです。

報酬構成の推移（固定報酬：STI：LTI（目安））

	2021年度 2022年度	2023年度	2024年度以降
取締役兼務 執行役員	85%：8%：7%	79%：15%：6%	75%：10%：15%
取締役非兼務 執行役員			75%：15%：10%

2) 信託を用いた株式報酬制度について

上記②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項 1) 取締役の報酬等について に記載のとおり、2021年決議により信託を用いた本制度を導入し、2024年決議により本制度の内容の一部変更お

より継続をご承認いただき、LTIとして当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対し、本制度を運用しております。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としています。また、取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入しています。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（設定済みです。以下、「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

また、本制度に基づき交付される当社株式については、当社と各取締役との間で譲渡制限契約を締結することにより譲渡制限を付すものとします。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として信託期間中の毎事業年度における一定の時期です。

① 本制度の対象者	・当社取締役（社外取締役を除く。）
② 対象期間	・当社の定める5事業年度以内の期間 ・現在の対象期間は2025年3月末日に終了する事業年度から2027年3月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間（3事業年度）において①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	・対象期間の事業年度数に100百万円を乗じた金額 ・現在の対象期間（3事業年度）においては合計300百万円
④ 当社株式の取得方法	・当社の自己株式の処分を受ける方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限およびそれに相当する当社株式の数	・1事業年度あたり250,000ポイント ・1ポイントは当社株式1株 ・発行済株式の総数（2025年3月31日時点、自己株式控除後）に対する割合は0.17%。
⑥ ポイント付与基準	・役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	・信託期間中の毎事業年度における一定の時期
⑧ 謹度制限契約における謹度制限期間	・当社株式の交付を受けた日から原則として当社の取締役または執行役員のいずれの地位からも退任する日まで

なお、当事業年度の本制度の対象となる取締役の員数は6名であり、56,983ポイント（当事業年度中に費用計上した金額：38百万円）を付与しました。

（ご参考）2021年決議に基づく本制度の概要

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役および執行役員を兼務しない取締役を除く。）
② 当初の対象期間	2022年3月末日に終了する事業年度から2024年3月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間（3事業年度）において①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計96百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法

⑤ ①の対象者に付与されるポイント数および交付する株式数の上限	1事業年度あたり290,000ポイント（1ポイントは当社株式1株とし、1事業年度あたりのポイント数の上限に相当する株式数は290,000株。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて調整される。）
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(注) 第16回定時株主総会の終結の時以前に付与されたポイント見合いの当社株式は、2024年決議による変更前の本制度に基づき、2021年決議に従って原則として退任時に交付します。

3) 役員賞与(STI)の支給について

2023年度のSTIは、上記1)のSTIの概要に基づき、業績に連動させる具体的な指標および加減係数の決定を含め、指名・報酬諮問委員会の審議で妥当であるとの結論を得た上で、2023年7月の取締役会で決定しました。個別の基本報酬額から算出される算定基準額に対して、2023年度の業績（売上収益、事業利益、当期利益等）に連動して0%（支給無し）から200%（算定基準額の倍額支給）まで加減するSTIを賞与として支給することとしました。2024年7月の取締役会で、2023年度の業績（実績は、上記1「企業集団の現況に関する事項（3）財産および損益の状況の推移）に基づき、2023年7月の取締役会で決定した業績に連動させる具体的な指標と加減係数から、STI対象者に支給するSTIを決定しました。2023年度のSTIは上記①当事業年度に係る報酬額の総額のとおり、当事業年度中において、2023年度の執行役員を兼務する取締役7名に対し、総額37百万円を支給しました。

2024年度のSTIは、2023年度同様、業績に連動させる具体的な指標（ROE、ROIC（投下資本利益率）、事業利益率、売上収益、フリー・キャッシュ・フローおよび定性評価）と加減係数（0%（支給無し）から200%（算定基準額の倍額支給））を2024年7月の取締役会で決定しています。

なお、2024年度のSTI対象者の業績評価は、2024年度の業績（実績は、上記1「企業集団の現況に関する事項（3）財産および損益の状況の推移のとおり）を踏まえて決定するため、当事業年度中において評価未実施となつております、2025年7月の賞与支給までに評価を完了する予定です。

以上に加え、取締役および執行役員は、任意で役員持株会を通じて当社株式を毎月一定規模で取得することにより、中長期業績を重視した株主の目線に立った経営を行っています。

④ 取締役等の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、株主総会で決議された報酬額の範囲内で取締役および執行役員の個別報酬の決定プロセスを指名・報酬諮問委員会の答申を受け、取締役会で決議した内規により明確化しており、取締役および執行役員の個人別の報酬等の内容の決定について代表取締役に再一任していません。

⑤ 取締役等の個人別の報酬等の内容が取締役等の報酬等の決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社の取締役会は、当事業年度に係る取締役等の個人別の報酬等について、報酬等の内容や決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された内規と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

⑥ 監査役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、監査役の報酬について、株主総会で決議された報酬額の総額の範囲内で、内規により監査役の報酬額の決定方法を定めています。具体的には、常勤監査役と非常勤監査役の2段階で設定される基本報酬および職位（監査役会議長）に応じて設定される報酬により構成されています。監査役の報酬は業績連動要素を導入せず、固定報酬として定めています。なお、内規では金銭報酬額の決定方法のみを定めており、当社は、監査役に対し、職務執行の対価として株式または新株予約権等の金銭以外の報酬を支払っていません。

当社は、監査役が取締役と同様、任意で役員持株会を通じて当社株式を毎月一定額規模で取得して、株主の目線も踏まえた監査が行えるように環境を整備しています。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等 (2025年3月31日現在)

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	関係
社外取締役	浜崎祐司	株式会社明電舎	特別顧問	当社との間に 特別な取引関係は ありません
	鬼塚ひろみ	東京エレクトロン デバイス株式会社	社外取締役	
		ANAホールディングス株式会社	特別顧問	
	平子裕志	株式会社セブン銀行	社外取締役	
		九州電力株式会社	社外取締役	
社外監査役	平野聰	株式会社トプコン	代表取締役会長	
	藤岡哲哉	—	—	
	海老沼隆一	由風BIOメディカル株式会社	社外監査役	
		株式会社ニクニ	取締役	
	小橋川保子	JK&CREW税理士法人 日東電工株式会社	パートナー 社外監査役	

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	浜崎祐司	当事業年度の取締役会への出席回数 15回 (出席率 100.0%) 取締役会議長。当社グループ外の上場会社等における企業経営経験で得た情報通信領域および重電領域等に関する豊富な経験、知識、専門的見地からの適切な助言とともに、独立役員の立場で当社グループの業務執行と離れた客観的な第三者の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っています。また、指名・報酬諮問委員会 委員を務めました。 当事業年度の指名・報酬諮問委員会への出席回数 14回 (出席率 100.0%)
	鬼塚ひろみ	当事業年度の取締役会への出席回数 14回 (出席率 93.3%) 当社グループ外の上場会社等における業務および企業経営を通じて得た情報産業分野、電気産業分野、主にOEM販売、海外代理店販売等の豊富な経験、知識、専門的見地からの適切な助言とともに、独立役員の立場で当社グループの業務執行と離れた第三者の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っています。また、指名・報酬諮問委員会 委員長を務めました。 当事業年度の指名・報酬諮問委員会への出席回数 14回 (出席率 100.0%)
	平子裕志	当事業年度の取締役会への出席回数 14回 (出席率 93.3%) 当社グループ外の上場会社における業務および国内外での企業経営等を通じて得た豊富な経験、知識、専門的見地からの適切な助言とともに、独立役員の立場で当社グループの業務執行と離れた第三者の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っています。また、指名・報酬諮問委員会 委員を務めました。 当事業年度の指名・報酬諮問委員会への出席回数 13回 (出席率 92.9%)
	平野聰	当事業年度の取締役会への出席回数 12回 (出席率 100.0%) 当社グループ外の上場会社における製造・技術部門等での業務ならびに取締役としての国内外での企業経営等を通じて得た豊富な経験、知識、専門的見地からの適切な助言とともに、独立役員の立場で当社グループの業務執行と離れた第三者の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っています。また、指名・報酬諮問委員会 委員を務めました。 当事業年度の指名・報酬諮問委員会への出席回数 11回 (出席率 100.0%)

区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	藤岡 哲哉	当事業年度の取締役会への出席回数 15回（出席率 100.0%） 当事業年度の監査役会への出席回数 15回（出席率 100.0%） 当社グループ外の上場会社における経理・財務部門、および海外法人での経験を通じて得た豊富な経験、知識、専門的見地ならびに監査役としての経営経験等を当社グループの監査活動に活かすとともに、独立役員として当社グループと離れた客観的な第三者の立場から取締役会および監査役会の議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
	海老沼 隆一	当事業年度の取締役会への出席回数 12回（出席率 100.0%） 当事業年度の監査役会への出席回数 12回（出席率 100.0%） 当社グループ外の上場会社における製造・技術部門等での広範な業務を通じて得た豊富な経験、知識、専門的見地ならびに監査役としての経営経験等を当社グループの監査活動に活かすとともに、独立役員として当社グループと離れた客観的な第三者の立場から取締役会および監査役会の議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
	小橋川 保子	当事業年度の取締役会への出席回数 10回（出席率 83.3%） 当事業年度の監査役会への出席回数 10回（出席率 83.3%） 公認会計士および税理士という財務・会計の専門家としての高い見識等と、当社グループ外の上場会社における社外取締役および社外監査役としての経営経験等を当社グループの監査活動に活かすとともに、独立役員として当社グループと離れた客観的な第三者の立場から取締役会および監査役会の議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。

- (注) 1.当事業年度中、取締役会は15回、監査役会は15回、指名・報酬諮問委員会は14回開催されています。
 2.取締役 平野聰氏は、2024年6月21日開催の第16回定時株主総会終結の時から取締役に就任しており、その出席率は、就任後に開催された取締役会12回、指名・報酬諮問委員会11回により計算しています。
 3.監査役 海老沼隆一氏および小橋川保子氏は、2024年6月21日開催の第16回定時株主総会終結の時から監査役に就任しており、その出席率は、就任後に開催された取締役会12回、監査役会12回により計算しています。

③ 責任限定契約に関する事項

(社外取締役および社外監査役の責任限定契約の概要)

当社は、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を定款で定めています。

当該定款に基づき当社が社外取締役および社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

会社法第423条第1項の損害賠償責任について、社外取締役および社外監査役がその職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任の金額を、金500万円または法令で定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とすることとしています。

④ 当社の親会社または子会社から役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

⑤ 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	175百万円
当社および当子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	198百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度にかかる会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。
3. 「1.企業集団の現況に関する事項」の「(11)重要な親会社および子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載の子会社のうち、JVCKENWOOD USA Corporation、PT JVCKENWOOD Electronics Indonesia、JVCKENWOOD Electronics Malaysia Sdn. Bhd.、JVCKENWOOD Optical Electronics (Thailand) Co., Ltd.、JVCKENWOOD Hong Kong Holdings Ltd.、ASK Industries S.p.A.およびEF Johnson Technologies, Inc.については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当するときは、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任し、また、監査役会は、原則として、会計監査人が監督官庁から監査業務停止の処分を受けるなど当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

以上

連結計算書類

連結財政状態計算書（2025年3月31日現在）

科 目	金 額
資産	
流動資産	196,825
現金及び現金同等物	48,597
営業債権及びその他の債権	71,738
契約資産	6,682
その他の金融資産	2,228
棚卸資産	58,498
製品回収権	346
未収法人所得税等	934
その他の流動資産	6,885
小計	195,912
売却目的で保有する資産	913
非流動資産	116,510
有形固定資産	62,067
のれん	886
無形資産	22,920
退職給付に係る資産	635
投資不動産	3,991
持分法で会計処理されている投資	8,044
その他の金融資産	8,472
繰延税金資産	8,760
その他の非流動資産	733
資産合計	313,336

科 目	金 額
負債	
流動負債	126,148
営業債務及びその他の債務	50,578
契約負債	4,285
返金負債	4,280
借入金	26,121
その他の金融負債	4,449
未払法人所得税等	1,981
引当金	2,117
その他の流動負債	31,471
小計	125,285
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	862
非流動負債	55,789
借入金	24,253
その他の金融負債	11,198
退職給付に係る負債	15,659
引当金	1,316
繰延税金負債	2,288
その他の非流動負債	1,072
負債合計	181,937
資本	
親会社の所有者に帰属する持分	125,103
資本金	13,645
資本剰余金	42,357
利益剰余金	58,086
自己株式	△11,589
その他の資本の構成要素	22,602
非支配持分	6,295
資本合計	131,399
負債及び資本合計	313,336

連結損益計算書（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上収益	370,308
売上原価	251,367
売上総利益	118,940
販売費及び一般管理費	93,633
その他の収益	2,229
その他の費用	5,847
為替差損益（△は損失）	102
営業利益	21,792
金融収益	1,170
金融費用	1,442
持分法による投資損益（△は損失）	1,968
税引前利益	23,490
法人所得税費用	2,466
当期利益	21,023
当期利益の帰属	
親会社の所有者	20,276
非支配持分	747
当期利益	21,023

連結持分変動計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2024年4月1日残高	13,645	42,209	40,004	△7,125
当期利益			20,276	
その他の包括利益				
当期包括利益	—	—	20,276	—
自己株式の取得		△4		△4,502
株式報酬取引		221		38
配当金			△2,563	
子会社に対する所有持分の変動		△68		
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替			369	
所有者との取引額合計	—	148	△2,193	△4,464
2025年3月31日残高	13,645	42,357	58,086	△11,589

	親会社の所有者に帰属する持分						合計	非支配持分	資本合計			
	その他の資本の構成要素											
	確定給付制度の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	在外営業活動体の外貨換算差額	キャッシュフロー・ヘッジ	投資不動産の公正価値	合計						
2024年4月1日残高	—	1,106	22,313	2,256	391	26,067	114,801	6,418	121,220			
当期利益						—	20,276	747	21,023			
その他の包括利益	369	△197	△1,784	△1,483		△3,095	△3,095	△106	△3,201			
当期包括利益	369	△197	△1,784	△1,483	—	△3,095	17,180	641	17,822			
自己株式の取得						—	△4,507		△4,507			
株式報酬取引						—	259		259			
配当金						—	△2,563	△832	△3,396			
子会社に対する所有持分の変動						—	△68	68	—			
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		△369				△369	—		—			
所有者との取引額合計		△369	—	—	—	△369	△6,879	△764	△7,643			
2025年3月31日残高	—	909	20,529	772	391	22,602	125,103	6,295	131,399			

連 結 注 記 表

(記載金額)

連結計算書類中及び連結注記表中の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結計算書類の作成基準

当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」）に準拠して作成しています。なお、同項後段の規定に基づき、IFRSにより要請される開示項目の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	63社
主要な連結子会社の名称	ビクターエンタテインメント株式会社 JVC KENWOOD USA Corporation
連結子会社の変動	除外 1 社
清算による減少	JVC Industrial America, LLC

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用会社の数	6社
主要な持分法適用会社の名称	Tait International Limited.
持分法適用会社の変動	なし

4. 会計方針に関する事項

(1) 金融商品

1) 金融資産

① デリバティブ以外の金融資産の当初認識及び測定

当社グループは、デリバティブ以外の金融資産を、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の各区分に分類しています。デリバティブ以外の金融資産は、金融商品の契約上の当事者になった時点で当初認識しています。

償却原価で測定する金融資産

以下の要件と共に満たす金融資産を、償却原価で測定する金融資産として分類しています。

- ・当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている場合
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合

償却原価で測定する金融資産は、公正価値（直接帰属する取引コストを含む）で当初認識しています。当初認識後は、実効金利法を用いて帳簿価額を算定しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産

以下の要件と共に満たす金融資産を、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産として分類しています。

- ・当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている場合
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合

また、資本性金融商品のうち売買目的で保有する金融資産以外の金融資産は、その公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択を行っています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産は、公正価値（直接帰属する取引コストを含む）で当初認識しています。当該金融資産に係る利得又は損失は、減損利得又は減損損失及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止又は分類変更が行われるまで、その他の包括利益として認識しています。当該金融資産の認識の中止を行う際には、過去にその他の包括利益に認識した利得又は損失の累計額を、その他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えています。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産から生じる配当金については、明らかに投資の払い戻しの場合を除き、純損益として認識しています。

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産

償却原価で測定される場合又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される場合を除いて、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産として分類しています。純損益を通じて公正価値で測定される金融資産は、当初認識後、公正価値で測定し、その公正価値の変動は純損益として認識しています。

② デリバティブ以外の金融資産の認識の中止

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合又は金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転した場合に認識を中止します。当該譲渡において創出又は保持された権利及び義務については、資産又は負債として別個に認識しています。

③ デリバティブ以外の金融資産の減損

償却原価により測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、契約資産及びリース債権に係る予想信用損失について、貸倒引当金を認識しています。

当社グループは、各報告日に、当初認識時と比べた信用リスクの著しい増大の有無を検証しています。なお、当社グループは、特定の金融資産が報告日現在で信用リスクが低いと判断される場合には、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識時以降に著しく増大していないと評価しています。

金融資産に係る信用リスクが当初認識時以降に著しく増大している場合、又は信用減損金融資産については、全期間の予想信用損失を貸倒引当金として認識しています。著しく増大していない場合には、12ヶ月間の予想信用損失を貸倒引当金として認識しています。予想信用損失は、次のものを反映する方法で見積っています。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

また、営業債権、契約資産及びリース債権については当初認識時から全期間の予想信用損失を認識しています。なお、当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しています。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額又は貸倒引当金を減額する場合における貸倒引当金の戻入額は、連結損益計算書上「その他の費用」又は「その他の収益」に含めて純損益で認識しています。

2) 金融負債

① デリバティブ以外の金融負債の当初認識及び測定

当社グループは、金融負債を、金融商品の契約上の当事者になった時点で当初認識しています。当初認識時において、公正価値から発行に直接起因する取引コストを控除した金額で測定します。当初認識後は実効金利法を用いた償却原価で測定します。

② 認識の中止

金融負債は、契約上の義務が免責、取消又は失効となった場合に認識を中止します。

3) デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替変動リスクや金利変動リスクをヘッジするために、先物為替予約、金利スワップ等のデリバティブ取引を行っています。これらのデリバティブは、公正価値で当初測定し、その後も各報告期間末の公正価値で再測定しています。

ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するにあたってのリスク管理目的及び戦略について公式に指定し、文書化を行っています。当該文書には、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質及びヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかを判定する方法を記載しています。これらのヘッジは、キャッシュ・フローの変動を相殺する上で非常に有効であることが見込まれますが、ヘッジ指定を受けたすべての財務報告期間にわたって実際に有効であったか否かを判断するために継続的に評価しています。

当社グループは、ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブについては、ヘッジ手段として指定し、キャッシュ・フロー・ヘッジを適用しており、ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効な部分は、その他の包括利益として認識し、非有効部分は純損益として認識しています。その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えています。

ヘッジ指定を取消した場合、ヘッジ手段が失効、売却、終結又は行使された場合、もはやヘッジ会計として適格でない場合には、ヘッジ会計を中止しています。

なお、ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブは、公正価値の事後的な変動を純損益で認識しています。

4) 金融商品の相殺

金融資産と金融負債は、認識している金額を相殺する法的に強制可能な権利を現在有しており、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合にのみ相殺し、連結財政状態計算書において純額で計上しています。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用が含まれており、主として総平均法に基づいて算定しています。棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額を測定します。取得原価と正味実現可能価額との差額は、当期の費用として処理します。

(3) 有形固定資産、のれん及び無形資産の評価方法、評価基準及び減価償却の方法

1) 有形固定資産

有形固定資産の測定については原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

取得原価には、資産の取得に直接関連するコスト、解体・除却及び原状回復費用並びに資産計上の要件を満

たす借入コストが含まれています。

取得後に追加的に発生した支出については、その支出により将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、金額を信頼性をもって測定することができる場合にのみ、当該取得資産の帳簿価額に算入するか個別の資産として認識するかのいずれかにより会計処理しています。取得原価に算入しない追加的な支出は、発生時に損益で認識しています。

土地及び建設仮勘定以外の各有形固定資産の減価償却費は、取得原価から残存価額を控除した償却可能価額について、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法に基づいて計上しています。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物及び構築物 2～50年
- ・機械装置及び運搬具 2～10年
- ・工具、器具及び備品 2～20年

なお、有形固定資産の減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、連結会計年度末日ごとに見直しを行い、変更があった場合には、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

有形固定資産は、処分時、もしくは継続的な使用又は処分から将来の経済的便益が期待されなくなった時に認識を中止しています。有形固定資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、当該資産の認識の中止時に純損益に含めており、連結損益計算書上「その他の収益」又は「その他の費用」に含めて計上しています。

2) のれん及び無形資産

① のれん

子会社の取得から生じたのれんは、取得日時点の公正価値で測定される被取得企業のすべての非支配持分の金額を含む移転される譲渡対価の公正価値から、取得した識別可能な取得資産及び引受負債の取得日における正味の金額を超過した額として当初測定しています。のれんは当初、取得原価で資産として認識し、償却は行わず、毎期減損テストを実施しています。

のれんは、企業結合によるシナジー効果によりキャッシュ・フローの獲得への貢献が期待される資金生成単位（最小の単位又はグループ）に配分され、のれんが配分された資金生成単位は、各連結会計年度末、又は減損の兆候がある場合には隨時、減損テストが実施されます。連結財政状態計算書には、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上しています。のれんの減損損失は連結損益計算書の「その他の費用」において計上され、その後の戻入れは行っていません。

子会社の処分の際には、関連するのれんの金額は処分の純損益に含められます。

② 無形資産

のれんを除く無形資産（社内利用ソフトウエア、開発費及びその他の無形資産）の認識後の測定については原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で表示しています。

個別に取得した無形資産の取得原価は、資産の取得に直接起因する費用を含めて測定し、企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日時点における公正価値で測定します。

自己創設の無形資産については、以下のすべての条件を満たしたことを立証できる場合にのみ、資産計上しています。

- ・使用又は売却できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
- ・無形資産を完成させて、さらにそれを使用又は売却するという企業の意図
- ・無形資産を使用又は売却する能力
- ・無形資産が蓋然性が高い将来の経済的便益を創出する方法
- ・無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性
- ・開発期間中の無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力

開発資産の当初認識額は、無形資産が上記の認識条件のすべてを初めて満たした日から開発完了までに発生したソフトウェア及びハードウェア開発費用の合計額であり、定額法で償却しています。

無形資産は、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって、定額法で償却しています。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・社内利用ソフトウェア：3～5年
- ・開発費：開発した製品の見積ライフサイクル期間（主に1～5年）

無形資産の償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、連結会計年度末日ごとに見直しを行い、変更があった場合には、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(4) リース

当社グループでは、契約の締結時に契約により特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースである又はリースを含んでいると判定しています。

契約がリースである又はリースを含んでいると判定した場合には、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しています。

1) 借手としてのリース

リース開始日において、使用権資産は取得原価で、リース負債はリース開始日における未払リース料総額の現在価値で測定しています。使用権資産の取得原価はリース負債の当初測定額に直接コスト、前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを加えた額で測定しています。

使用権資産は、見積り耐用年数又はリース期間のいずれか短い方の期間にわたって定額法により減価償却しています。リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は純損益で認識しています。

リース負債は、残存リース料をリースの開始日の借手の追加借入利子率を用いて割り引いた現在価値で測定しています。リース料には固定リース料、変動リース料のうち指数又はレートに応じて決まる金額、購入オプションの行使価格、リースの解約におけるペナルティの支払額を含めています。リースの開始日後は、

リース負債の残高に対して毎期一定の率となる金利費用を純損益で認識し、当該金利費用及び支払われたリース料をリース負債に反映するように測定しています。

リース期間は、リース契約に基づく解約不能期間に行使することが合理的に確実な延長オプション、解約オプションの対象期間を調整して決定しています。

なお、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しています。

2) 貸手としてのリース

ファイナンス・リース取引については、正味リース投資未回収額をリース債権として認識し、受取リース料総額をリース債権元本相当部分と利息相当部分とに区分し、受取リース料の利息相当部分への配分額は、利息法により算定しています。

オペレーティング・リース取引については、受取リース料をリース期間にわたって定額で純損益にて認識しています。

(5) 非金融資産の減損

当社グループは各年度において、各資産についての減損の兆候の有無の判定を行い、減損の兆候が存在する場合又は耐用年数を確定できない無形資産、のれん等毎年減損テストが要求されている場合には、その資産の回収可能価額を見積ります。個々の資産について回収可能価額を見積ることができない場合には、その資産の属する資金生成単位ごとに回収可能価額を見積ります。

回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分費用控除後の公正価値とその使用価値のうち高い方の金額で算定します。処分費用控除後の公正価値の算定にあたっては、利用可能な公正価値指標に裏付けられた適切な評価モデルを使用します。また、使用価値の評価における見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値に関する現在の市場評価及び当該資産に固有のリスク等を反映した税引前割引率を使用して、現在価値まで割り引きます。

資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超える場合は、回収可能価額まで減損損失を計上します。

のれん以外の資産に関しては、過年度に認識された減損損失について、損失の減少又は消滅の可能性を示す兆候が存在しているかどうかについて評価を行います。そのような兆候が存在する場合は、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、その回収可能価額が、資産又は資金生成単位の帳簿価額を超える場合、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、減損損失を戻入れます。

(6) 投資不動産の評価基準及び評価方法

投資不動産とは、賃貸収入又はキャピタル・ゲイン、もしくはその両方を得ることを目的として保有する不動産です。

投資不動産は、当初認識時には取得原価で測定し、当初認識後は割引キャッシュ・フロー法又は外部の鑑定評価によって毎年算定される公正価値で測定しており、公正価値の変動は純損益で認識しています。

(7) 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として現在の法的又は推定債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、その金額について信頼性をもって見積ることができる場合に認識しています。

貨幣の時間的価値の影響が重要な場合には、当該引当金は負債の決済に必要と予想される支出額の現在価値で測定しています。現在価値は、貨幣の時間的価値とその負債に特有なリスクを反映した税引前割引率を用いて計算しています。時間の経過による影響を反映した引当金の増加額は、金融費用として認識しています。

1) 製品保証引当金

販売製品に係る一定期間内の無償サービスの費用に備えるため、当該費用の発生割合に基づいて見積った額を計上しています。

2) 資産除去債務

当社グループが使用する工場設備や敷地等の賃貸借契約に付随する原状回復義務等、通常の使用に供する固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務を有する場合には、主に過去の実績等に基づき算出した将来支出の見積額に基づき資産除去債務を認識しています。

(8) 従業員給付

1) 退職後給付

① 確定給付型制度

当社及び一部の連結子会社では、確定給付型の企業年金制度及び退職一時金制度を設けています。確定給付制度に関する連結財政状態計算書で認識される負債及び資産は、報告期間の末日現在の退職給付債務の現在価値から年金資産の公正価値を差し引いた額（又は報告期間の末日現在の年金資産の公正価値から退職給付債務の現在価値を差し引いた額）です。この計算により積立超過がある場合は、制度からの返還又は制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値を上限として、資産として計上しています。退職給付債務は、独立した年金数理人が予測単位積増方式を用いて毎年算定します。割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間をもとに割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定します。

退職給付費用のうち、勤務費用、確定給付負債の純額に係る利息純額については純損益で認識し、見積りと実績との差異及び数理計算上の仮定の変更から生じた数理計算上の差異を含む再測定は、発生した期間にその他の包括利益として認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えます。過去勤務費用は、直ちに純損益で認識しています。

② 確定拠出型制度

当社及び一部の連結子会社では、確定給付型制度のほか、確定拠出型制度を設けています。確定拠出型制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払いについて法的又は推定的債務を負わない退職後給付制度です。確定拠出型制度の拠出は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識しています。

2) その他の従業員給付

その他の従業員給付は、割引計算をせず、従業員が関連するサービスを提供した時点で費用として認識しています。賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的債務又は推定的債務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積れる金額を負債として認識しています。

(9) 収益認識

当社グループでは、以下の5ステップモデルを適用して収益の認識及び測定を行っています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時点に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループの事業は、モビリティ＆テレマティクスサービス分野、セーフティ＆セキュリティ分野及びエンタテインメントソリューションズ分野より構成されており、各分野において製品販売及び役務の提供を行っています。また、セーフティ＆セキュリティ分野においては製品販売に付随して無線システム及び業務用システムの据付サービスなどの役務の提供も行っています。

1) 製品販売

製品販売については、主として顧客への製品の引渡し時点で製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しています。これは、法的所有権、製品の所有にともなう重大なリスクと経済価値、物理的占有の移転及び対価の支払いを受ける権利が製品の引渡し時点で生じると総合的に判断したためです。

製品販売においては、販売の促進のために顧客に対してリベート等を付して販売することがありますが、その場合には顧客との契約で定める価格から過去の経験及び顧客との交渉により合理的に予想される見積り額を控除した金額で取引価格を算定しており、重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ収益を認識しています。

また、顧客に対して返品権を付して販売する製品については、収益の控除として返金負債を認識しています。返金負債の見積りは過去の経験及び報告期間の末日現在で入手可能な情報に基づき行っており、仮定の妥当性及び見積り返金額は期末日ごとに再評価しています。なお、顧客が製品を返品する場合、当社グループは顧客から製品を回収する権利を有するため、当該製品の従前の帳簿価額から回収のための予想コストを控除した金額で当該権利を資産として認識しています。

2) 役務の提供

役務の提供については、以下の3つの要件のいずれかを満たす場合、その基礎となる財又はサービスの支配は一定期間にわたり顧客に移転しているとみなし、一定期間にわたり収益を認識しています。

① 当社グループが履行義務を履行するにつれて、顧客が履行による便益を受け取り、同時に消費する

② 当社グループの履行により、仕掛品などの資産が創出されるか又は増価し、当該資産の創出又は増価に

つれて顧客が当該資産を支配する

- ③ 当社グループの履行により、当社グループにとって代替的な用途がある資産が創出されず、かつ、当社グループが現在までに完了した履行義務に対する支払を受ける法的に強制可能な権利を有している無線システム及び業務用システムの据付サービスのうち一部のサービスは契約の観点から区分可能であるため、製品販売とは独立した別個の履行義務として識別していますが、上記の要件を満たした据付サービスは、一定の期間にわたり発生コストを基礎とした進捗度を測定して収益を認識しています。

なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができない契約については原価回収基準にて収益を認識しています。

また、当社グループでは当社製品の販売後において有償の保守サポートサービスを提供していますが、独立した履行義務として識別され、かつ、上記の要件を満たしたサービスは、一定の期間にわたり経過期間を基礎とした進捗度を測定して収益を認識しています。

3) 金融要素

当社グループは、製品又はサービスの顧客への移転と顧客による支払の間の期間が1年を超えることが予想される重要な契約はないため、取引価格について貨幣の時間価値は調整していません。

(10) 外貨換算

1) 外貨建取引

当社グループ各社の財務諸表は、その企業が事業活動を行う主たる経済環境の通貨である機能通貨で作成されます。連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円で表示されます。

外貨建取引は、取引日における為替レートで当社グループ各社の機能通貨に換算します。期末日における外貨建の貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算します。また、公正価値で測定する外貨建の非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算します。当該取引の換算又は決済から生じる外貨換算差額は、純損益で認識しています。ただし、その他の包括利益を通じて測定する金融資産及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる外貨換算差額については、その他の包括利益で認識しています。

2) 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債（取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含む）については、期末日の為替レート、収益及び費用については、連結会計期間中の為替レートが著しく変動していない限り、その期間の平均為替レートを用いて日本円に換算しています。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる外貨換算差額は、その他の包括利益で認識しています。当該外貨換算差額は「在外営業活動体の外貨換算差額」として、その他の資本の構成要素に含めています。在外営業活動体の持分全体の処分及び支配又は重要な影響力の喪失をともなう持分の一部処分につき、当該累積外貨換算差額は、処分損益の一部として純損益に振り替えています。

(11) 株式に基づく報酬

当社は、信託を用いた株式報酬制度を導入しています。当制度により算定された報酬は費用として認識し、同額を資本剰余金の増加として認識しています。

(12) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しています。

(収益認識に関する注記)

(顧客との契約から生じる収益の分解)

当社グループの売上収益はすべて顧客との契約から生じる収益であり、顧客との契約の固有の事実及び状況を考慮した結果、報告セグメントのモビリティ＆テレマティクスサービス分野、セーフティ＆セキュリティ分野及びエンタテインメント ソリューションズ分野別に売上収益を分解しています。

(単位：百万円)

報告セグメント	モビリティ＆ テレマティクス サービス分野	セーフティ＆セキュリティ分野		エンタテインメント ソリューションズ分野		その他	合計
主要な事業	アフターマーケット、OEM、 テレマティクス サービス	無線システム	業務用システム	メディア	エンタテイメント	—	—
外部顧客から の収益	203,243	77,776	22,232	36,154	21,782	9,120	370,308

(収益を理解するための基礎となる情報)

モビリティ＆テレマティクスサービス分野の主要な事業は、アフターマーケット事業、OEM事業及びテレマティクスサービス事業です。アフターマーケット事業及びOEM事業では量販店向け及び自動車メーカー向けに、カーアVシステム、カーナビゲーションシステム、ドライブレコーダー、車載用デバイス等の製造・販売及び製品販売後の有償サポートサービス等で収益を認識しています。また、主に量販店との取引において、契約上生じたリベート及び返品されるリスクについて返金負債を計上しています。さらに顧客からの前受金については契約負債を計上しています。テレマティクスサービス事業では、損害保険会社向け通信型ドライブレコーダー等の販売で収益を認識しており、受託した開発案件のうち進行中の案件に関しては契約資産を計上しています。

セーフティ＆セキュリティ分野の主要な事業は、無線システム事業と業務用システム事業です。無線システム事業は、主に法人向けの業務用無線機器の製造・販売・据付サービス及び製品販売後の有償サポートサービス等で収益を認識しています。業務用システム事業は、法人向けの業務システム構築を主な事業としており、業務用映像監視機器、業務用オーディオ機器、医用画像表示モニター等の製造・販売・据付サービス及び製品販売後の

有償サポートサービス等で収益を認識しています。また両事業とも進行中の据付サービスに対する対価に関して契約資産を計上しています。さらに顧客との取引において契約上生じたリベート及び返品されるリスクについて返金負債を、主に据付サービスの取引において発生した前受金について契約負債を計上しています。

エンタテインメント ソリューションズ分野の主要な事業は、メディア事業とエンタテインメント事業です。メディア事業は、主に量販店向けのヘッドホン、ホームオーディオ、ポータブル電源等やプロジェクター、業務用ビデオカメラ等の製造・販売、製品販売後の有償サポートサービス及びCD/DVD（パッケージソフト）の受託ビジネス等で収益を認識しています。エンタテインメント事業は、消費者や量販店向けにオーディオ・ビデオソフト、配信等のコンテンツビジネス及び著作権等の権利ビジネスにて収益を認識しています。また両事業とも、顧客との取引において契約上生じたリベート及び返品されるリスクについて返金負債を計上しています。さらに顧客からの前受金について契約負債を計上しています。

これらの収益の認識、測定及び時点については、連結注記表「4.会計方針に関する事項(9)収益認識」に記載しています。また、顧客との契約に重大な金融要素を含む契約はありません。

(契約残高)

当社グループでは、進行中の据付サービスに対する対価に対して契約資産を計上し、顧客からの前受金に対して契約負債を計上しています。計上している主な事業は（顧客との契約から生じる収益の分解）に記載しています。

また顧客との契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

契約資産	
進行中の据付サービスに関連する資産	6,682
契約資産合計	6,682
契約負債（注）	
顧客からの前受金	4,637
契約負債合計	4,637

(注) 「契約負債」は、長期分も含んでおり、連結財政状態計算書の「その他の非流動負債」に計上されています。

(返金負債)

当社グループでは、顧客との契約に基づいて計上したリベートや返品権が付与され、返品のリスクが高い販売額に対して返金負債を計上しています。計上している主な事業は（顧客との契約から生じる収益の分解）に記載しています。

また顧客との返金負債の残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

返金負債	
返品に係る負債	1,112
予想リベートに係る負債	3,167
返金負債合計	4,280

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- ・繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結財政状態計算書に計上した金額

繰延税金資産 8,760百万円

(2) 見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

当社グループは、将来減算一時差異、繰越欠損金及び税額控除のうち、将来課税所得を減算できる可能性が高いものに限り繰延税金資産を認識しています。課税所得が生じる可能性の判断においては、事業計画に基づき課税所得の発生時期及び金額を見積っています。事業計画における主な重要な仮定は、当社の無線システム事業及びアフターマーケット事業やOEM事業などの他の事業の重要な仮定から構成されます。

無線システム事業における重要な仮定は、大型案件を含む受注の見込み、主要市場である北米を中心とした公共安全市場及び民間市場の堅調な需要予想、及び物価上昇等を反映したコスト見込みです。当連結会計年度において、無線システム事業は好調を継続し、その営業利益は通算グループの営業利益合計のうち重要な割合を占めています。これに関して、当社は将来の事業計画においても無線システム事業の業績が引き続き堅調に推移すると見込んでいます。

アフターマーケット事業やOEM事業などの他の事業における重要な仮定は、OEM事業における受注の見込み、アフターマーケット事業等における製品サービスカタゴリーごとの市場規模及び市場シェアの見込み、及び物価上昇等を反映したコスト見込みです。当連結会計年度において、これらの事業の業績は改善し、当社は将来の事業計画において堅調に業績が推移すると見込んでいます。一方で米国の関税措

置が当社グループの事業及び業績へ影響を及ぼす可能性があるため、売上収益及び営業利益の予測に当該不確実性を織り込んでいます。

このような重要な仮定は、経営者による最善の見積りによって行っていますが、将来の経営状況の悪化等により重要な仮定の見直しが行われる場合には、翌連結会計年度において、繰延税金資産が減額される可能性があります。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供されている資産は以下のとおりです。

営業債権及びその他の債権	11,458百万円
棚卸資産	9,655
その他の流動資産	301
有形固定資産	394
無形資産	17
その他の金融資産	44
その他の非流動資産	2,061
合計	23,933

上記は、当社の米国子会社における金融機関からの借入枠60百万米ドルに対して提供した担保資産です。

担保付債務はありません。

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

科 目	金 額 (百万円)
営業債権及びその他の債権	1,371
その他の流動資産	211
その他の金融資産－流動	146
その他の金融資産－非流動	1,807

3. 資産に係る減価償却累計額及び償却累計額（減損損失累計額を含む）

有形固定資産	138,322百万円
のれん及び無形資産	129,147

4. 偶発債務

債務保証契約

被 保 証 者	保 証 金 額 (百万円)	被 保 証 債 務 の 内 容
従業員	32	住宅資金借入金等

(連結損益計算書に関する注記)

非金融資産の減損損失

当社グループは、以下の資産グループにおいて減損損失を1,951百万円計上しています。

なお、減損損失は連結損益計算書の「その他の費用」に含まれています。

資 产 グ ル 一 プ	資 产 の 种 類	金 额 (百万円)
モビリティ&テレマティクス サービス分野	建物及び構築物	5
	機械装置及び運搬具	24
	工具、器具及び備品	1
	使用権資産	3
	社内利用ソフトウェア	0
	その他の無形資産	1
	小計	37
セーフティ&セキュリティ分野	建物及び構築物	4
	機械装置及び運搬具	0
	工具、器具及び備品	0
	使用権資産	5
	のれん	1,743
	開発費	54
	小計	1,807

エンタテインメント ソリューションズ分野	機械装置及び運搬具	13
	工具、器具及び備品	2
	使用権資産	75
	小計	90
その他	機械装置及び運搬具	0
	工具、器具及び備品	8
	使用権資産	6
	小計	15
合計		1,951

(1) 資金生成単位

非金融資産は、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位を基礎として、主に事業領域ごとにグルーピングを行っています。

(2) 認識に至った事象及び状況、回収可能価額の算定方法

モビリティ＆テレマティクスサービス分野において、テレマティクス事業の有形固定資産について、業績が悪化したことを勘案して、今後の事業計画及び回収可能性を慎重に検討した結果、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。なお、回収可能価額には使用価値を用いており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、その価値を零としています。

セーフティ＆セキュリティ分野において、傘下のドイツ手術室映像ソリューション関連子会社の持分取得時に発生したのれんについて、同社の業績が悪化したことを勘案して、今後の事業計画及び回収可能性を慎重に検討した結果、のれんを配分した資金生成単位の帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。なお、回収可能価額は使用価値により算定しており、主として経営者が承認した事業計画及び事業計画の期間経過後は成長率を基礎とした継続価値によるキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割引いて算定しています。

エンタテインメント ソリューションズ分野において、傘下の記録済み光ディスク製造子会社の有形固定資産について、業績が悪化したことを勘案して、今後の事業計画及び回収可能性を慎重に検討した結果、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。なお、回収可能価額には使用価値を用いており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、その価値を零としています。

この他一部の事業用資産グループについても業績が悪化したため、帳簿価額と将来キャッシュ・フローによる回収可能価額を慎重に比較検討した結果、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。なお、回収可能価額には使用価値を用いており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、その価値を零としています。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 164,000千株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月15日 取締役会	普通株式	1,827	12.00	2024年3月31日	2024年5月28日
2024年10月31日 取締役会	普通株式	762	5.00	2024年9月30日	2024年12月9日

(注) 2024年5月15日開催の取締役会の議案の配当金の総額には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金18百万円が含まれています。

2024年10月31日開催の取締役会の議案の配当金の総額には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力が翌期となるもの

2025年5月14日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しています。

- ① 配当金の総額 1,497百万円
- ② 1株当たり配当額 10.00円
- ③ 基準日 2025年3月31日
- ④ 効力発生日 2025年5月27日

(注) 2025年5月14日開催の取締役会の議案の配当金の総額には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金16百万円が含まれています。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

財務リスク管理方針

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク、流動性リスク、為替リスク等）に晒されていますが、これを回避又は軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っています。また、当社グループの方針として投機目的のデリバティブ及び株式等の取引は行っていません。

1) 信用リスクの管理

当社グループは、保有する金融資産の相手先の債務が不履行になることにより、金融資産が回収不能になるリスク、すなわち信用リスクに晒されています。当社グループでは、当該リスクに対応するために、与信管理

規程等に基づき取引先ごとに与信限度額を設けた上で、取引先の財務状況等について定期的にモニタリングし、債権の期日及び残高を適切に管理することにより、回収懸念の早期把握を図っています。

2) 流動性リスクの管理

当社グループは、金融機関からの借入により、運転資金や設備投資資金の調達を行っていますが、これらの金融負債の返済義務の履行が困難となるリスク、すなわち流動性リスクに晒されています。

また、当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関とコミットメントライン契約を締結し、隨時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績のモニタリングを行うことで、流動性リスクを管理しています。

3) 市場リスクの管理

① 為替リスク

当社グループは、グローバルに事業展開を行っており、外貨建取引を実施していることから、当該取引より発生する外貨建の債権債務について、為替リスクに晒されています。当社グループは、将来発生が予定される取引や外貨建の債権債務について、それらから発生する為替リスクが将来的に相殺されることも考慮の上、為替予約等を付すことにより、当該為替リスクをヘッジしています。

② 金利リスク

当社グループは、事業活動を進める上で、運転資金及び設備投資等に必要となる資金を調達することにともない発生する利息を支払っていますが、借入金のうち一部は変動金利での借入であり、利息の金額は市場金利の変動に影響を受けることから、利息の将来キャッシュ・フローが変動する金利リスクに晒されています。こうした借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、有利子負債圧縮によりリスクの低減を図るとともに、市場動向を注視しながら、金利の固定化を検討しています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末において、経常的に公正価値で測定されないが、公正価値の開示が要求される金融商品の帳簿価額及び公正価値は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
金融負債		
借入金	50,375	50,371

(注) 連結財政状態計算書に認識される金融商品の帳簿価額が公正価値と合理的に近似しているものは上記表には含めていません。

上記の公正価値の算定方法は次のとおりです。

借入金

帳簿価額と公正価値がほぼ同額であるとみなされる場合を除き、借入金の公正価値については、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

なお、借入金については、公正価値ヒエラルキーレベル2に区分されます。

3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

(1) 公正価値ヒエラルキー

当社グループは、公正価値の測定に使用されるインプットの市場における観察可能性に応じて、公正価値のヒエラルキーを、以下の3つのレベルに区分しています。

レベル1：活発な市場における同一資産又は同一負債の無調整の公表価格

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接的又は間接的に使用して算定された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

(2) 公正価値で測定される金融商品

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
資本性金融商品	2,592	—	2,678	5,271
負債性金融商品	—	—	1,810	1,810
デリバティブ資産	—	1,859	—	1,859
金融負債				
デリバティブ負債	—	302	—	302

金融商品の公正価値の測定方法は以下のとおりです。

① 資本性金融商品及び負債性金融商品

資本性金融商品のうち上場株式については、活発な市場の価格によっており、公正価値ヒエラルキーレベル1に区分されます。資本性金融商品のうち非上場株式及び負債性金融商品については、類似会社の市場価格に基づく評価技法、純資産価値に基づく評価技法、その他の評価技法を用いて算定しており、公正価値ヒエラルキーレベル3に区分されます。資本性金融商品のうち非上場株式及び負債性金融商品の公正価値測定にあたっては、EBITDA倍率等の観察可能でないインプットを利用しており、必要に応じて一定の非流動性ディスカウントを加味しています。

② デリバティブ資産及びデリバティブ負債

通貨関連デリバティブ

為替予約取引については、期末日の先物為替相場に基づき算出しています。

金利関連デリバティブ

金利スワップについては、将来キャッシュ・フローを満期日までの期間に市場動向を加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

なお、デリバティブ金融資産及びデリバティブ金融負債については、公正価値ヒエラルキーレベル2に区

分されます。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|--------------------|---------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 845円07銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益 | 135円17銭 |

(注) 1株当たり情報の算定において、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末株式数及び期中平均株式数から当該株式数を控除しています。当該信託が所有する当社株式の期末株式数は1,663千株、期中平均株式数は1,618千株です。

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式取得に係る事項)

当社は、2025年5月1日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項を決議しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

当社は、株主還元方針に基づき引き続き安定的な配当を重視するとともに、機動的な自己株式取得を含めた資本活用の柔軟性を高めることとし、2023年4月27日に公表しました中期経営計画「VISION2025」において、総還元性向を30～40%目安と定めました。この方針に沿って株主還元と資本効率の向上を図るために、自己株式を取得することとします。

(2) 自己株式の取得の内容

① 取得対象株式の種類：当社普通株式

② 取得し得る株式の総数：230万株（上限とする）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 1.55%）

③ 株式の取得価額の総額：20億円（上限とする）

④ 株式の取得期間：2025年5月2日から2025年6月30日まで

⑤ 株式の取得方法：東京証券取引所における市場買付け

以上

計算書類

貸借対照表（2025年3月31日現在）

科 目	金 額
資産	
流動資産	73,001
現金及び預金	10,534
受取手形	115
売掛金	22,734
商品及び製品	9,494
仕掛品	872
原材料及び貯蔵品	5,622
前渡金	27
前払費用	1,002
短期貸付金	16,833
未収入金	4,222
契約資産	21
その他	1,994
貸倒引当金	△473
固定資産	139,122
有形固定資産	25,309
建物	10,592
構築物	371
機械及び装置	1,375
車両運搬具	69
工具、器具及び備品	1,764
土地	10,683
建設仮勘定	451
無形固定資産	7,726
特許権	153
ソフトウェア	7,513
その他	59
投資その他の資産	106,086
投資有価証券	4,357
関係会社株式	86,313
関係会社出資金	4,470
長期貸付金	674
破産更生債権等	1,554
長期前払費用	333
前払年金費用	9,390
繰延税金資産	319
その他	269
貸倒引当金	△1,597
資産合計	212,124

科 目	金 額
負債	
流動負債	88,487
買掛金	16,747
短期借入金	39,790
一年内返済予定の長期借入金	14,463
リース債務	38
未払金	7,579
未払費用	7,890
未払法人税等	589
預り金	466
契約負債	90
返金負債	510
製品保証引当金	137
その他	185
固定負債	29,670
長期借入金	20,257
リース債務	65
再評価に係る線延税金負債	629
退職給付引当金	8,115
資産除去債務	595
その他	6
負債合計	118,157
純資産	
株主資本	90,687
資本金	13,645
資本剰余金	52,227
資本準備金	13,645
その他資本剰余金	38,581
利益剰余金	36,490
その他利益剰余金	36,490
繰越利益剰余金	36,490
自己株式	△11,675
評価・換算差額等	3,278
その他有価証券評価差額金	1,203
繰延ヘッジ損益	705
土地再評価差額金	1,369
純資産合計	93,966
負債及び純資産合計	212,124

損益計算書（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		160,803
売上原価		125,972
売上総利益		34,831
販売費及び一般管理費		27,893
営業利益		6,937
営業外収益		
受取利息	1,075	
受取配当金	8,753	
為替差益	337	
投資事業組合運用益	11	
その他	669	10,846
営業外費用		
支払利息	1,968	
借入手数料	128	
貸倒引当金繰入額	404	
その他	577	3,078
経常利益		14,704
特別利益		
固定資産売却益	7,944	
その他	9	7,954
特別損失		
固定資産除却損	372	
減損損失	12	
関係会社株式評価損	206	
関係会社出資金評価損	1,384	
固定資産解体費用	47	
その他	37	2,061
税引前当期純利益		20,597
法人税、住民税及び事業税	893	
法人税等調整額	△1,690	△797
当期純利益		21,394

株主資本等変動計算書(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

資本金	株主資本					自己株式	株主資本合計
	資本剰余金			利益剰余金			
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	継越利益剰余金		
2024年4月1日残高	13,645	13,645	38,494	52,140	15,906	△7,124	74,568
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△2,590		△2,590
当期純利益					21,394		21,394
自己株式の取得						△4,720	△4,720
自己株式の処分			86	86		170	256
土地再評価差額金の取り崩し					1,779		1,779
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							－
事業年度中の変動額合計	－	－	86	86	20,583	△4,550	16,119
2025年3月31日残高	13,645	13,645	38,581	52,227	36,490	△11,675	90,687

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2024年4月1日残高	1,949	2,142	3,167	7,259	81,827
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△2,590
当期純利益					21,394
自己株式の取得					△4,720
自己株式の処分					256
土地再評価差額金の取り崩し					1,779
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△745	△1,437	△1,797	△3,980	△3,980
事業年度中の変動額合計	△745	△1,437	△1,797	△3,980	12,138
2025年3月31日残高	1,203	705	1,369	3,278	93,966

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法によっています。

(2) その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっています。

・市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法によっています。

(3) デリバティブ

時価法によっています。

(4) 棚卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）で評価しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建物 2～50年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（3年から5年）に基づく定額法、製品組込ソフトウェアについては製品の特性に応じ、見込販売数量又は見込販売期間（1年から5年）に基づく方法によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

事業年度末現在における債権の貸倒損失に備えるため、原則として、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しています。

(2) 製品保証引当金

販売製品に係る一定期間内の無償サービスの費用に備えるため、当該費用の発生割合に基づいて見積った額を計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法で按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当社では、以下の5ステップモデルを適用して収益の認識及び測定を行っています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時点に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社の事業は、モビリティ＆テレマティクスサービス分野、セーフティ＆セキュリティ分野及びエンターテインメント ソリューションズ分野より構成されており、各分野において製品販売及び役務の提供を行っています。

1) 製品販売

製品販売については、主として顧客への製品の引渡し時点で製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しています。これは、法的所有権、製品の所有にともなう重大なリスクと経済価値、物理的占有の移転及び対価の支払いを受ける権利が製品の引渡し時点で生じると総合的に判断したためです。海外向けの販売については、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しています。

製品販売においては、販売の促進のために顧客に対してリベート等を付して販売することがあります、その場合には顧客との契約で定める価格から過去の経験及び顧客との交渉により合理的に予想される見積り額を控除した金額で取引価格を算定しており、重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ収益を認識しています。

有償受給取引においては、有償支給元から仕入れた支給品の価格を除いた純額で収益を認識しています。また、有償支給元からの支給品の期末棚卸高についてその他流動資産を認識しています。

当グループ会社向けの有償支給取引については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第104項に定める代替的な取扱いを適用し、支給品の譲渡時に当該支給品の消滅を認識し、当該支給品の譲渡に係る収益は認識していません。

2) 役務の提供

役務の提供については、主として役務提供が完了した時点で収益を認識しています。また、以下の3つの要件のいずれかを満たす場合は、その基礎となる財又はサービスの支配が一定期間にわたり顧客に移転しているとみなし、一定期間にわたり収益を認識しています。

- ① 当社が履行義務を履行するにつれて、顧客が履行による便益を受け取り、同時に消費する
- ② 当社の履行により、仕掛品などの資産が創出されるか又は増価し、当該資産の創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配する
- ③ 当社の履行により、当社にとって代替的な用途がある資産が創出されず、かつ、当社が現在までに完了した履行義務に対する支払いを受ける法的に強制可能な権利を有している

なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができない契約については原価回収基準にて収益を認識しています。

3) ライセンス供与による収益

当社は開発品または製品に係るライセンスの供与による収益(契約一時金及び売上高ベースのロイヤリティに係る収益)を認識しています。契約一時金に係る収益は、ライセンスの供与時点において、顧客が当該ライセンスに対する支配を獲得することで当社の履行義務が充足されたと判断した場合、当該時点で収益を認識しています。また、売上高又は使用量に基づくロイヤリティに係る収益は、算定基礎となる売上が発生した時点か、売上高ベースのロイヤリティが配分されている履行義務が充足される時点のいずれか遅い時点で収益を認識しています。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

外貨建予定取引に係る為替の変動リスクを軽減する目的で為替予約を行っており、ヘッジ指定文書を用いて識別された外貨建ての輸出入など予定された営業取引の範囲内で行っています。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動との間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としています。

6. その他の計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しています。

(収益認識に関する注記)

(収益を理解するための基礎となる情報)

モビリティ＆テレマティクスサービス分野の主要な事業は、アフターマーケット事業、OEM事業及びテレマティクスサービス事業です。アフターマーケット事業及びOEM事業では量販店向け及び自動車メーカー向けに、カーバイオシステム、カーナビゲーションシステム、ドライブレコーダー、車載用デバイス等の製造・販売及び製品販売後の有償サポートサービス等で収益を認識しています。また、主に量販店との取引において、契約上生じたリベート及び返品されるリスクについて返金負債を計上しています。テレマティクスサービス事業では、損害保険会社向け通信型ドライブレコーダー等の販売で収益を認識しています。

セーフティ＆セキュリティ分野の主要な事業は、無線システム事業とヘルスケア事業です。無線システム事業は、主に法人向けの業務用無線機器の販売及び製品販売後の有償サポートサービス等で収益を認識しています。ヘルスケア事業は医用画像表示モニター等の販売及び製品販売後の有償サポートサービス等で収益を認識しています。また、顧客との取引において契約上生じたリベート及び返品されるリスクについて返金負債を計上しています。

エンタテインメント ソリューションズ分野の主要な事業はメディア事業で、主に量販店向けのヘッドホン、

ホームオーディオ、ポータブル電源等やプロジェクター、業務用ビデオカメラ等の製造・販売、製品販売後の有償サポートサービスで収益を認識しています。また、顧客との取引において契約上生じたリベート及び返品されるリスクについて返金負債を計上しています。

これらの収益の認識、測定及び時点については、個別注記表「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載しています。また、顧客との契約に重大な金融要素を含む契約はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりです。

・繰延税金資産の回収可能性

(1) 貸借対照表に計上した金額

繰延税金資産 5,344百万円

(繰延税金資産と繰延税金負債の相殺後における繰延税金資産の残高319百万円)

(2) 見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

連結計算書類の連結注記表(会計上の見積りに関する注記)の繰延税金資産の回収可能性の(2) 見積りの内容に関する理解に資するその他の情報を参照ください。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 48,977百万円

2. 偶発債務

債務保証契約

被保証者	保証金額(百万円)	被保証債務の内容
従業員	21	住宅資金借入金等
関係会社	23,256	入札・履行保証等
債務保証契約合計	23,277	

以下の関係会社について、入札・履行保証、金融機関からの借入債務等に対し債務保証を行っています。

EF Johnson Technologies, Inc. 18,539百万円

ASK Industries S.p.A.	2,593
Ningbo ASK Automotive Sound and Communication Co., Ltd.	1,576
その他	546
合計	23,256

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したもの）を除く）

短期金銭債権	30,288百万円
長期金銭債権	631
短期金銭債務	40,753

4. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ・再評価の方法 … 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算出する方法」によっています。
- ・再評価を行った年月日 … 2000年3月31日
- ・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △2,649百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	82,720百万円
仕入高等	71,696
営業取引以外の取引高	11,677

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	15,960千株
------	----------

(注) 株式報酬に関する信託が保有する株式数（1,663千株）が含まれています。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券評価損	359百万円
退職給付引当金	2,545
関係会社株式等	25,277
貸倒引当金	651
未払費用等	2,428
減価償却費超過	1,049
棚卸資産評価減	1,234
税務上の繰越欠損金	3,014
その他	388
繰延税金資産小計	36,949
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,509
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△30,096
評価性引当額小計	△31,605
繰延税金資産合計	5,344

繰延税金負債

前払年金費用	2,955百万円
その他有価証券評価差額金	571
合併に伴う時価差額調整額	897
その他	600
繰延税金負債合計	5,024
繰延税金資産の純額	319

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	PT JVCKENWOOD Electronics Indonesia	直接 100.00	当社製品の製造委託	当社製品の購入(注)1	19,208	買掛金	1,310
子会社	JVCKENWOOD Electronics Malaysia Sdn. Bhd.	直接 100.00	当社製品の製造委託	当社製品の購入(注)1	16,373	買掛金	1,196
子会社	JVCKENWOOD USA Corporation	直接 100.00	当社製品の販売	当社製品の販売(注)1	47,137	売掛金	2,999
				資金の返済(注)3, 4	4,073	短期借入金	12,987
				支払利息(注)3	983	未払費用	181
子会社	EF Johnson Technologies, Inc.	直接 100.00	同社製品の製造受託	同社製品の販売(注)2	12,171	売掛金	5,383
				資金の回収(注)3, 4	1,580	短期貸付金	2,529
				受取利息(注)3	210	未収入金	46
				債務保証(注)5	18,539	—	—
子会社	JVCKENWOOD Europe B.V.	直接 100.00	資金の借入	資金の返済(注)3, 4	223	短期借入金	4,394
				支払利息(注)3	193	未払費用	38
				現物配当(注)7	6,811	—	—
子会社	JVCKENWOOD Deutschland GmbH	直接 100.00	資金の借入	資金の借入(注)3, 4	331	短期借入金	2,848
				支払利息(注)3	103	未払費用	21
子会社	ASK Industries S.p.A.	直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付(注)3, 4	2,355	短期貸付金	7,120
				受取利息(注)3	310	未収入金	66
				債務保証(注)6	2,593	—	—
子会社	Rein Medical GmbH	直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付(注)3, 4. 8	183	短期貸付金	1,784

				受取利息 (注) 3	73	未 収 入 金	15
子 会 社	ビクターエンタテインメント株式会社	直接 100.00	資金の借入	資金の借入 (注) 3, 4	1,003	短 期 借 入 金	4,656
				支 払 利 息 (注) 3	35	—	—
子 会 社	株式会社JVCケンウッド・公共産業システム	直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付 (注) 3, 4	500	短 期 貸 付 金	2,300
				受取利息 (注) 3	13	未 収 入 金	6

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社製品の購入価格及び販売価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しています。
2. 同社製品の購入価格及び販売価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しています。
3. 貸付金、借入金の金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しています。
4. 資金の貸付、借入の取引金額については増減額を表示しています。
5. EF Johnson Technologies, Inc.の債務保証については、入札・履行保証に対し保証を行っています。
6. ASK Industries S.p.A.の債務保証については、金融機関からの借入債務に対し保証を行っています。
7. 当該子会社が保有する当該子会社の100%子会社であるJVCKENWOOD U.K. Limited、JVCKENWOOD Deutschland GmbH、JVCKENWOOD Italia S.P.A. の3社の全株式を当社が現物配当として受け取ったものです。
8. Rein Medical GmbHの貸付に対し、404百万円の貸倒引当金繰入額を計上しています。また、Rein Medical GmbHの出資金について、1,384百万円の関係会社出資金評価損を計上しています。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 1 株当たり純資産額 | 634円74銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 142円63銭 |

(注) 1 株当たり情報の算定において、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末株式数及び期中平均株式数から当該株式数を控除しています。当該信託が所有する当社株式の期末株式数は1,663千株、期中平均株式数は1,618千株です。

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式取得に係る事項)

当社は、2025年5月1日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項を決議しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

当社は、株主還元方針に基づき引き続き安定的な配当を重視するとともに、機動的な自己株式取得を含めた資本活用の柔軟性を高めることとし、2023年4月27日に公表しました中期経営計画「VISION2025」において、総還元性向を30～40%目安と定めました。この方針に沿って株主還元と資本効率の向上を図るために、自己株式を取得することとします。

(2) 自己株式の取得の内容

① 取得対象株式の種類：当社普通株式

② 取得し得る株式の総数：230万株（上限とする）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 1.55%）

③ 株式の取得価額の総額：20億円（上限とする）

④ 株式の取得期間：2025年5月2日から2025年6月30日まで

⑤ 株式の取得方法：東京証券取引所における市場買付け

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は、連結配当規制の適用会社です。

(追加情報)

(役員に対する株式報酬制度の導入について)

当社は、取締役（社外取締役及び執行役員を兼務しない取締役を除く。）及び執行役員（以下、総称して「役員」）を対象とする信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」）を導入しています。

① 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」）が当社株式を取得し、当社が役員に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて役員に対して交付される、という株式報酬制度です。

② 信託が保有する自社の株式に関する事項

- 1) 本信託における帳簿価額は、当事業年度末日現在305百万円です。本信託が保有する当社の株式は、貸借対照表上の株主資本において自己株式として計上しています。
- 2) 当事業年度の期末株式数は632千株、また、期中平均株式数は556千株です。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めています。

(従業員向け株式給付信託の導入について)

当社は、当事業年度に幹部職員の上位層（以下、「幹部職員」といいます。）を対象とする信託を用いた「従業員向け株式給付信託」（以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入しています。

① 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する本信託が当社株式を取得し、あらかじめ定めた株式給付規程（以下、「株式給付規程」といいます。）に基づき、一定の受益者要件を満たした幹部職員に対し、当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭を給付する仕組みです。

当社は、対象となる幹部職員に対して、株式給付規程に基づきポイントを付与し、一定の受益者要件を満たした場合には、所定の手続きを行うことにより、当該付与ポイントに応じた当社株式等を給付します。

② 信託が保有する自社の株式に関する事項

- 1) 本信託における帳簿価額は、当事業年度末日現在456百万円です。本信託が保有する当社の株式は、貸借対照表上の株主資本において自己株式として計上しています。
- 2) 当事業年度の期末株式数は1,030千株、また、期中平均株式数は1,061千株です。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めています。

以上

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社 JVCケンウッド
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 孫 延生
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小野洋平
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松井洋次

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 JVCケンウッドの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社 JVCケンウッド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社 JVCケンウッド
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 孫 延生
公認会計士 小野洋平
公認会計士 松井洋次

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 JVCケンウッドの2024年4月1日から2025年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従つて、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員、経営監査室（内部監査部門）その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役をはじめ執行役員及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書その他重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所を訪問、或いはオンライン会議ツールによるリモート監査にて事業部門等の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じてそのまま本社、主要事業所等を訪問、或いはオンライン会議ツールによるリモート監査により、子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員、経営監査室（内部監査部門）その他の従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査に関しては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、協議を行うとともに監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

株式会社 JVCケンウッド 監査役会

監査役（常勤）栗原直一印
監査役（社外監査役）藤岡哲哉印
監査役（社外監査役）海老沼隆一印
監査役（社外監査役）小橋川保子印

以上

■ 株式関連メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
基準日	定時株主総会 毎年3月31日 期末配当金 每年3月31日 中間配当金 每年9月30日 上記基準日の他、基準日を定めて剩余金の配当をすることができます。
公告の方法	電子公告により行います。 (https://www.jvckenwood.com) 当会社の公告は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
上場証券取引所	株式会社東京証券取引所 プライム市場
証券コード	6632
単元株式数	100株
株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵便物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	☎ 0120-782-031 (午前9時から午後5時まで(土・日・休日を除く))
(インターネットホームページURL)	https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/
株式に関する住所変更等のお届出およびご照会について	証券会社の口座をご利用の場合は、三井住友信託銀行ではお手続きができませんので、取引証券会社へご照会ください。 証券会社の口座のご利用がない株主様は、上記電話照会先までご連絡ください。
特別口座について	株券電子化前に「ほぶり」（株式会社証券保管振替機構）を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に口座（特別口座といいます。）を開設しています。特別口座についてのご照会および住所変更等のお届出は、上記の電話照会先にお願いいたします。
お問い合わせ先	株式会社JVCケンウッド 経営企画部 事業戦略グループ 住所：〒221-0022 神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地 Eメール： IRSR_JKC@jvckenwood.com URL： https://www.jvckenwood.com

JVCKENWOOD

感動と安心を世界の人々へ

Creating excitement and peace of mind for the people of the world

株式会社 JVCケンウッド

〒221-0022
神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地



VEGETABLE
OIL INK



ミックス
紙 責任ある森林
管理を支えています
FSC® C013080



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。